内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	国家戦略特区における所得控除制度の創設
内閣02	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設
内閣03	国家戦略特区等において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置
内閣04	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設
内閣05	地域再生に資する税制上の特例措置の創設
内閣06	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の拡充
内閣07	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置
内閣08	「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
内閣09	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
内閣10	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
内閣11	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長
内閣12	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充
内閣13	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充
内閣14	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長

制度名	国家戦略特区における	内閣府				
税目	法人税、法人住民税、事業税					
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後	

点検項目	評価の実施状況				課題	
租税特別措置等の合理性			·			
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない		
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性は	的記述	□説明なし	0	
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし		
⑧ 減収額の将来予測	□定量化	□定量	化(根拠なし)	■予測なし		
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり			■予測なし		
② 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり			■説明なし		
租税特別措置等の相当性						
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし		
他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない ■説明	あり	□説明なし		

- 「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの (なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(各特区における区 域計画の目標達成状況)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、 本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、 本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要が ある。
- 注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」 については、分析・説明に不十分な点は認められない。

		が、「おからは、これの数米のもののには、				
1	政策評価の対象とした	国家戦略特区における所得控除制度の創設				
	租税特別措置等の名称	(国1)(法人税:義)				
		(地1)(法人住民税、事業税:義)				
		【新設・延長・拡充】				
2	要望の内容	法人実効税率の引き下げに係る議論を踏まえつつ、国家戦略特別区域計				
		画に定められた事業を実施する一定の法人について、当該事業による所得金				
		額の一定割合を課税所得から控除できる制度を創設するとともに、所要の規				
		定を整備する。				
		<検討事項>				
		-所得控除率				
		・地方公共団体の負担軽減措置				
		・対象となる事業及び区域の範囲				
		・対象となる規制の特例措置の範囲				
		・統括会社の設立時資本金及び増資額				
		・所要の規定整備等				
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室				
4	評価実施時期	平成 26 年8月				
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	_				
6	適用又は延長期間	平成 28 年度末まで				
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》				
	等 及びその	大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進するこ				
	根拠	とにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的				
		とする。				
		《政策目的の根拠》				
		国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応				
		して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が				
		定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進す				
		ることにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠				
		点を形成することが重要である)				
		 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定)				
		(国家戦略特区制度の目的・意義)				
		国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革				
		の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点				
		的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活				

		動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与 することを目的とする。				
	② 政策体系	【政策】				
	における	6. 地域活性化の推進				
	政策目的	【施策】				
	の位置付	①国家戦略特区の推進				
	け					
	③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》				
	及び測定	「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進				
	指標	国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキ				
		ングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26 (2012年4位)				
		年6月24日))				
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》				
		各特区における区域計画の目標達成状況				
		なお、国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定)では、				
		区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果				
		など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、				
		できる限り具体的なものとして設定することとされている。現在、各区域におい				
		て当該区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、審議中であり、現時点に				
		おいては各特区における区域計画の目標は設定されていないが、今後当				
		域会議における議論を踏まえ、順次設定される予定。				
		また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるた				
		め、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。				
8 有効性	① 適用数等	本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジ				
等						
		現時点では困難である。				
	② 減収額	上述のとおり、本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提とな				
		る個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定				
		している段階のため、現時点での適用実績は無い。				
		さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は				
		現時点では困難である。				
	③ 効果・達成	 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度~平成 28 年度)				
	目標の実	特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投				
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	200					
		策定している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現				
8 有効性 等	② 減収額③ 効果·達成	また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。 本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績は無い。さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。 上述のとおり、本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績は無い。さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度)特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を				

時点では不可能である。

さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度~平成 28 年度)

規制緩和と法人税を含む税制等によって、特区区域において「世界で一番 ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を 停滞から再生へとつなげていく。

さらに、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を 策定している段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成 目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。

また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度)

本要望が実現しなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 27 年度~平成 28 年度)

本要望の実現によって、国家戦略特区において先行して大胆な税制措置や規制緩和等の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生し、競争の激化する東アジアにおける日本の立地競争力の回復(対日投資促進)と規制緩和を活用したニュービジネスの創出につながることが見込まれる。

ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を 策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を 前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。

さらに、本税制措置による税収減の規模については、「数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」こととされている政府方針の具体的な内容と密接に関係するため、現時点においてこれを推計することは困難である。

9 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき

妥当性等

国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境 整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティ ブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。

また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制の措置は妥当である。

		② 他の支援	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が
	•	措置や義	講じられている。
		務付け等	規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦え
		との役割	る国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的と
		分担	する事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。
			また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的
			な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業
			者を支援するものである。
			したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対
			して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
		③ 地方公共	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その
		団体が協	他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、
		力する相	我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行わ
	当性		れなければならない。」とされている。
10	有識者0)見解	_
11	11 前回の事前評価又は事		_
後評価の実施時期		D実施時期	

制度名	国家戦略特区における 人税の軽減措置の創設	府省名	内閣府			
税目	法人税、法人住民税、事業税					
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後	

点検項目			評価の実施状況				課題	
租税特別措置等の合理性								•
	1	政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
7	且税物	特別措置等の有効性						
	3	達成目標及び測定指 標	■定量化		定性的	的記述	□説明なし	0
	6	適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠な	こし)	□定性的記述	■予測なし	
	8	減収額の将来予測	□定量化		定量(ヒ(根拠なし)	■予測なし	
	10	租特の効果・達成目標の実現状況の将来 予測	□予測あり				■予測なし	
	12	税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり				■説明なし	
7	且税物	特別措置等の相当性						
	13	租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	14)	他の政策手段との役 割分担	□他の政策	手段はない ■	説明は	あり	□説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。

【課題の説明】

- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(各特区における区域計画の目標達成状況)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- |注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」 については、分析・説明に不十分な点は認められない。

[「]②」:点検過程における各所省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

1	政策評価の 租税特別措	対象とした	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設 (国2)(法人税:義) (地2)(法人住民税、事業税:義)
			(あ設・延長・拡充)
2	要望の内容	P.	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対し、法人税を軽減する措置を創設する。
3	担当部局		内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時	持期	平成 26 年8月
5	租税特別措 年度及び改	昔置等の創設 (正経緯	_
6	適用又は延	E長期間 	平成 28 年度末まで
7	等	政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である) 国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を重点であるがに推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動のに推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
	2	政策体系 における 政策目的 の位置付 け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ①国家戦略特区の推進
	3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進 国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキ

			ングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26 年6月24日))
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定)では、 区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果 など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、 できる限り具体的なものとして設定することとされている。現在、各区域において 当該区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、審議中であり、現時点に おいては各特区における区域計画の目標は設定されていないが、今後当該区 域会議における議論を踏まえ、順次設定される予定。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際 競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業 が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与す
			ることが可能。
8	有効性 等	① 適用数	本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。
		② 減収額	上述のとおり、本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。
		③ 効果・ 目標の 現状が	ウ実 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度) 規制緩和と法人税を含む税制等により、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出する。 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 さらに、本税制は新設要望であり、また、国家戦略特区の区域計画を策定し

ている段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標の 実現状況の分析は現時点では不可能である。

また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。

しかしながら、「日本再興戦略 2014」においてはKPIとして、「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率 10% (現状約 5%)を目指す」とする政府目標を掲げ、「ベンチャー創造協議会 (仮称)」の創設等による大企業とのマッチング支援や起業家教育の推進等の施策により、当該政府目標の達成を目指しており、国家戦略特区において、本税制措置が創設された場合には、創業初期のベンチャー企業の成長資金の確保等が見込まれることによる創業促進がこれらの施策の効果と相まって、政府目標の達成にも相当程度の寄与が見込まれる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 27 年度~平成 28 年度)

本要望が実現しなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。

また、上述のとおり、本要望は国家戦略特区目標の達成への寄与に加え、「開・廃業率 10%を目指す」とする政府目標の達成に対し相当程度の寄与が見込まれており、本要望が実現しなければ、結果として政府の開廃業率 10%目標の向上に十分に寄与することができない可能性等が考えられる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年度~平成 28 年度)

本要望の実現により、国家戦略特区における創業が活発化することで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれ、ベンチャー企業等による新産業の創出、ひいては国家戦略特区における「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の創出につながることが見込まれる。ただし、本税制は新設要望であり、また、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。

9 相当性

① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等

国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境 整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティ ブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。

また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。特に、起業促進に係る具体的事例に即して言えば、我が国の開業の現状を会社の設立登記数で見れば2011年には約9万件の設立登記件数が存在し(中小企業白書2014)、区域が限られる国家戦略特区と言えども、これらを倍増させる政府目標の達成に向けて、個別の申請行為等が必要となる補助金によることは申請者の事務負担及び行政コスト増大の観点から妥当とは言えない。なお、国家戦略特区においては、例えば福岡市において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等の

		規制の特例措置を活用した起業等スタートアップ支援のための「雇用労働センター」とワンストップ窓口等の機能を持つ「スタートアップカフェ」の設置などの具体的な事業も検討されており、これら規制の特例措置を活用した事業と相まって十分な相乗効果が発揮し得ることから、本税制措置は妥当である。
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が 講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦え る国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的と
	分担	る国际部川の形成」、「医療等の国际的インページョン提展の空間」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。
		したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
10	有識者の見解	_
-11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

制度名	国家戦略特区等におい る所要の調整措置	て地方税を減免した場	場合の国税におけ	府省名	内閣府	
税目	法人税					
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後	

点検項目		評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性的	的記述	□説明なし	0
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	□定量化	□定量	化(根拠なし)	■予測なし	
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり			■予測なし	
② 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり			■説明なし	
租税特別措置等の相当性					
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない ■説明	あり	□説明なし	

- 「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの (なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(各特区における区 域計画の目標達成状況)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、 本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、 本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要が ある。
- 注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」 については、分析・説明に不十分な点は認められない。

_			がはかがには、の数米のものに、個目
1	政策評価の対 租税特別措置		国家戦略特区等において地方税を減免した場合の国税における所要の調整
	ם בנינג פו טניבוי	₹ 44 6 2 .□ 10.	措置 (国3)(法人税:義)
			【新設・延長・拡充】
2	要望の内容		「国家戦略特区」において、地方公共団体が独自に地方税を減免した場合
			にその効果を十全に発揮しえるよう所要の調整措置を講ずる。
3	担当部局		内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	切	平成 26 年8月
5	租税特別措置 年度及び改]		_
6	適用又は延長	長期間	_
7	等	政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
			《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応 して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が 定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進す ることにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠 点を形成することが重要である)
			国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革 の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点 的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活 動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与 することを目的とする。
		政策体系 における 政策目的 の位置付 け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ①国家戦略特区の推進
		達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進 国3位以内に入る(2013 年 15 位)」及び「2020 年までに、世界の都市総合ラン キングにおいて、東京が3位以内に入る(2012 年4位)」(日本再興戦略(平成 26 年 6 月 24 日))

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定)では、 区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果 など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、 できる限り具体的なものとして設定することとされている。現在、各区域におい て当該区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、審議中であり、現時点に おいては各特区における区域計画の目標は設定されていないが、今後当該区 域会議における議論を踏まえ、順次設定される予定。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地方自治体が、自らの努力により地方税を減免させる場合に、国税においても所要の措置を講じることにより、民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。
8	有効性 等	① 適用数等	本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。
		② 減収額	上述のとおり、本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。
		③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 ただし、本税制は新設要望であり、また、国家戦略特区の区域計画を策定 している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。 さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度)特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく観点から、国家戦略特区において、地方自治体が自らの努力により地方税を減免させる場合には、その効果を十全に発揮しえるよう、三者一体として国税においても所要の措置を講じることにより、国家戦略特別区域計画に定められた事業の円滑な発展が可能となる。

		ただし、本税制は新設要望であり、また、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。
		さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本要望が実現しなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企 業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必 要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の 向上に寄与することができない可能性等が考えられる。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度) 本要望の実現により、設備投資や雇用者数、製造品等出荷額が増加することで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。ただし、本税制は新設要望であり、また、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。
1	租税特別措置等によるべき。	国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制の措置は妥当である。
7 7	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が 講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦え る国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的と する事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。 また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的 な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業 者を支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対 して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
1	地方公共 団体が協 力する相 当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
10 有識者の見解	9 ‡	_
11 前回の事前評 後評価の実施		_

制度名	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲 渡した場合の特例措置の創設				内閣府
税目	法人税、所得税、個人住民税				
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後

点検項目		評価の実施状況			
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性	的記述	□説明なし	0
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	□定量化	□定量	化(根拠なし)	■予測なし	
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり			■予測なし	
② 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり			■説明なし	
租税特別措置等の相当性					
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない ■説明	<u></u> あり	□説明なし	

- 「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの (なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(各特区における区 域計画の目標達成状況)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、 本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、 本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要が ある。
- 注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」 については、分析・説明に不十分な点は認められない。

1			対象とした	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の
	租稅特別]措	置等の名称	特例措置の創設
				(国6)(法人税:義)(所得税:外)
				(地4)(個人住民税:外)
				【新設·延長·拡充】
2	要望の内	容		国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合
				の長期譲渡所得に係る課税の特例措置(所得税:2,000万円以下の部分に
				ついて、税率を軽減(本則15%、特例10%)、法人税:法人重課の適用除外)
				を創設する。
3	担当部局	5		内閣府地域活性化推進室
4	評価実施	時	期	平成 26 年8月
5			置等の創設	_
	年度及び			亚代 00 在年十十六
6	適用又は	延	支 捌间	平成 28 年度末まで
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等		及びその 根拠	大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形
	低拠			成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的
				とする。
				Wat his East of Edward
				《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条
				(我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応
				して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が
				定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進す
				ることにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠
				点を形成することが重要である)
				国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)
				(国家戦略特区制度の目的・意義)
				国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革
				の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点 的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活
				動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与
				することを目的とする。
			政策体系	【政策】
			における 政策目的	6. 地域活性化の推進 (施策)
			収束日的 の位置付	【他束】 (①国家戦略特区の推進
			け	O = 3. (Will 1) = 11/4

	③ 達成目標 及び標 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26年6月24日)) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。現在、各区域において当該区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、審議中であり、現時点においては各特区における区域計画の目標は設定されていないが、今後当該区域会議における議論を踏まえ、順次設定される予定。また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与す
8 有効性等	① 適用数等	ることが可能。 本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。
	② 減収額	上述のとおり、本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。
	③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度)特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていくことにより、国全体の改革のモデルとなる成功例を創出していく。特に、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための開発等は迅速に進める必要性が高く、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化を図り、国際的なビジネス拠点の迅速な整備を図る。ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。

	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度) 規制緩和と法人税を含む税制等により、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成27年度~平成28年度) 租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度) 本要望の実現により、国際的ビジネス拠点の形成に資する民間の再開発への投資が増加することで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。なお、本税制措置は国家戦略特区で推進する民間の再開発等の種地の供給者に限って直接的に軽減措置を講ずることによって、その供給促進を図るための措置であるが、実際に民間の再開発事業により整備が完了した複合施設の総合的な波及効果の一例を挙げれば、総事業費2,950億円に対し、生産誘発額が5,900億円、雇用誘発が38,000人であったと試算されており、本税制措置により国家戦略特区における民間の再開発事業が円滑に進展すれば、これを上回る相乗的な効果が見込まれる。
9 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制の措置は妥当である。
② 他の支援 措置や義 務付け等	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が 講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦え

	との役割 分担	る国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
	③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
10	有識者の見解	_
	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

制度名	地域再生に資する税制上の特例措置の創設				内閣府
税目	法人税、所得税、法	人住民税、事業税等			
区分	■新設	□拡充	□延長		□事後

点検項目	評価の実施状況				
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか			□明らかでない	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化	□定性的	的記述	□説明なし	0
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	□定量化	□定量位	化(根拠なし)	■予測なし	
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり			□予測なし	0
① 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり			□説明なし	
租税特別措置等の相当性					
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり			□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない ■説明る	あり	□説明なし	

- 「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。
- 「②」:点検過程における各府省からの補足説明(く点検結果表の別紙ン参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合)は、他の租税特別措置等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成28年度 末までに、・・・指標が70%程度まで引き上がることが期待される」と説明されている が、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているた め、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」 については、分析・説明に不十分な点は認められない。

	·	が、「おからは、これの数米のもののには、
-1	政策評価の対象とした	地域再生に資する税制上の特例措置の創設
	租税特別措置等の名称	(国8)(法人税:義)(所得税:外)等
		(地6)(法人住民税、事業税:義)等
		【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	地域再生計画に基づき地域再生事業を行う事業者が、当該事業を行うため
		に機械等を取得した場合に、即時償却等または税額控除の税制上の特例措
		置を講じる。また、このほか地域再生に資する税制を創設する。
		(※)対象については、今後の「まち・ひと・しごと創生本部」での議論を踏まえ、
		検討·整理予定。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成 26 年8月
5	租税特別措置等の創設	-
6	年度及び改正経緯 適用又は延長期間	平成 28 年度まで
		1,000
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその 根拠	地域再生計画に基づき地域再生事業を行う事業者が当該事業を行うために機械等を取得した場合に、税制上の優遇措置を講じることにより、設備等へ
	11272	の投資を促進して地域再生の推進を図る。
		これは、地域再生法に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会
		の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するために、
		地域再生に資する設備等への投資を行う事業者に対しての支援の一環とし
		て、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要があるためである。 る。
		る。 また、このほか地域再生に資する税制を創設することで、アベノミクスの効
		果を全国津々浦々まで波及させるとともに、地域の発意を活かし魅力ある地域
		づくりを進め、地域産業を活性化し、地域経済での好循環の実現を図る。
		なお、日本再興戦略において、「各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策
		を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、
		政策効果を最大化する。このため、新たな「国土のグランド・デザイン」との連
		携、地域活性化関連の計画との連携等とのワンストップ化、地域にとってより 使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケー
		ジで実現する地域創生の仕組みを構築するため、地域再生法の改正法案を
		提出する」と、より一層地域活性化を推し進めるような施策展開の必要性が明
		記されたところ。
		《政策目的の根拠》
		地域再生法(平成17年法律第24号)(抜粋) 第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造
		第一条 この法律は、近年における志述なり子高齢化の進展、産業構造 の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自
		主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用
		機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を

		総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
	② 政策体系 における 政策目的	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】
	の位置付け	④地域再生計画の認定
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の 再生に資する取組を支援することで、地域再生の取組が強化されることを目標 とする。具体的には、平成28年度末までに地域再生計画の計画期間が終了し た地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした 計画の割合について、常に70%以上を維持することを目指す。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標 を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合。 なお、当該測定指標は、本措置以外の政策手段の効果の影響を受けるも のであるため、測定に当たっては、これらの影響についても留意する必要があ る。 また、効果の測定に当たっては、本特例措置の適用があった事業を含む地
		域再生計画における目標の達成度を重視することとする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合が目標に達し、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等が促進されることで、地域再生の推進が図られる。
8 有効性等	直	今後の地域再生計画の認定見込みが現時点では未確定であることから、 適用数等を推計するのは困難である(「まち・ひと・しごと創生本部」での議論を 踏まえ、今後、検討・整理予定。)。
	② 減収額	今後の地域再生計画の認定見込みが現時点では未確定であることから、 減収額を推計するのは困難である(「まち・ひと・しごと創生本部」での議論を踏 まえ、今後、検討・整理予定。)。
	③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 27 年度~平成 28 年度) 第1回~第26回までに認定された地域再生計画(計画期間が終了していないものも含む。上記達成目標の先行的な位置づけのもの。)に記載された目標について、支援措置ごとの目標達成状況の割合は、「目標を上回っている」「目標どおり」をあわせて 59.4%となっている。 即時償却等の措置により民間投資が喚起され、生産性の向上や事業拡大をもたらすことにより、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出な

ど、地域再生の推進が図られる。

なお、今後の地域再生計画の認定見込みが現時点では未確定であることから、その効果を推計するのは困難である(「まち・ひと・しごと創生本部」での議論を踏まえ、今後、検討・整理予定。)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度~平成 28 年度)

第1回~第26回までに認定された地域再生計画(計画期間が終了していないものも含む。上記達成目標の先行的な位置づけのもの。)に記載された目標について、支援措置ごとの目標達成状況の割合は、「目標を上回っている」「目標どおり」をあわせて59.4%となっている。

今後、地域再生計画に基づき地域再生事業を行う事業者が当該事業を行うために機械等を取得した場合に、即時償却等または税額控除の税制上の特例措置を講じ、地域再生事業を実施する事業者に設備投資のインセンティブを付与することで、他の施策と相俟って地域再生活動を担う法人の活動をさらに活発化させることが可能となり、地域再生計画の達成に寄与することとなる。また、これにより、地域経済活性化や地域における雇用創出が実現され、もって地域再生が促進されるものである。

したがって、本措置が、他の施策との相乗効果を発揮しつつ、平成 28 年度 末までに、これに相当する指標が 70%程度まで引き上がることが期待される。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 27 年度~平成 28 年度)

地域再生事業を実施する事業者の設備等への投資が促進されないため、 地域再生活動を担う事業者の活動が促進されず、地域の再生に資する活動 が活発になっていかないことが想定される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 27 年度~平成 28 年度)

本特例措置により、税収減が発生するものの、地域再生事業を実施する事業者の設備等への投資に対して税制上のインセンティブを付与することで、民間投資の喚起につながり、他の施策と相俟って地域再生活動を担う法人の活動が促進され、地域再生が実現するものであり、当該地域の経済が活性化することによる税収増が見込まれるほか、雇用の創出が図られる。

また、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公 益性の高い事業のこのような法人による実施が可能となり、急激な人口減少・ 高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。

今後の地域再生計画の認定見込みが現時点では未確定であることから、 現時点では詳細な分析は難しいが、本措置の適用により設備等への投資件 数が増大することで、生産性の向上や事業拡大をもたらし、減収額を上回る追加的な税収が期待できる。

9 相当性

① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等 本特例措置は、地域再生事業を実施する事業者の設備等への投資に対して税制上のインセンティブを付与するものであり、地域における自主的・自立的な支援を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。

また、民間投資を促す措置としては、補助金等の公的コストを要する措置よりも、本措置による直接的な支援が効果的である。

	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担		主な他の支援措置として、地域再生基盤強化交付金、地域再生支援利子補給金があるが、地域再生基盤強化交付金の役割は省庁の所管を超える2種類以上の施設(道、汚水処理施設、港)の一体的な整備に対して支援するもの、地域再生支援利子補給金の役割は借入れの際の金利負担を軽減するものである。 一方、本件措置は設備等への投資を行った後の資金繰り等を円滑にするものであり、上記の措置との役割は異なる。
	③ 地方公共 団体が協 カする相 当性		地域再生計画は、地方公共団体が作成した人口減少・高齢化社会等に対応した課題解決のための計画を国が認定するものである。 本措置による民間投資の喚起は、当該地域の地方公共団体にとっても、地域経済の活性化等により、有益であると考えられる。
10	10 有識者の見解		_
11	11 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		_

制度名 国家戦略特区における特別償却又は		資税額控除等の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税、固定資	:産税		
区分	□新設 ■拡充	□延長		□事後

京検項目	評価の実施状況					
計置等の合理性						•
	■明らか				□明らかでない	
の目標の達成状	□達成されて	ていない	□達成る	されている	■説明なし	
昔置等の有効性						
は目標及び測定指	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	0
数等の実績把握	■定量化	□定量化(框	拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
塩少・偏りの状況	□説明あり				■説明なし	
数等の将来予測	□定量化	□定量化(框	見拠なし)	□定性的記述	■予測なし	
額の実績把握	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□把握なし	
額の将来予測	□定量化		□定量(と(根拠なし)	■予測なし	
実現状況の実績	■把握あり				□把握なし	
実現状況の将来	□予測あり				■予測なし	
減是認の効果の 確認	□説明あり				■説明なし	
	□説明あり				■説明なし	
計置等の相当性						
	■説明あり				□説明なし	
	□他の政策	手段はない	■説明は	あり	□説明なし	
	京検項目 情置等の合理性 目的の根拠・政 系での標ので標のが表でで標の有効性 計画等の有効性 対量標及び測定指 数等の実績把握 数等の等に表する。 数等の将来・達成等の 実現状況の効果・での対果・次の対果・状況の効果・で、 減差認の効果の 減差認の効果の 減差認の効果の 減差認の効果の 減差認の効果の 減差認の効果の 減差認いの効果の 減差に対する。 減差に対する。 減差に対する。 減差に対する。 減差に対する。 減差に対する。 減差に対する。 減差に対する。 減差に対する。 減差に対する。 減差に対する。 はずに対する。 はずにがはが、 はずにがにが、 はずにが、 はずにが、 はずにが、 はずにが、 はずにが、 はずにが、 はずにが、 はずにが、 はずにが、 はずにが、 はがにが	諸置等の合理性 語目的の根拠・政 系での位置付け 語の目標の達成状 □達成され 諸置等の有効性 は目標及び測定指 ■定量化 数等の実績把握 □定量化 数等の等来予測 □定量化 ・	情置等の合理性	情置等の合理性	計置等の合理性	計画等の合理性

【内閣06】

【課題の説明】

-50-

- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(各特区における区域計画の目標達成状況)は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- 注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」 については、分析・説明に不十分な点は認められない。

^{「○」:}評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

^{「※」:}点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。「②」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

1 政策評価の対象とした	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の拡充			
租税特別措置等の名称	(国 11)(法人税:義)			
	(地9)(法人住民税、事業税:義)(固定資産税:外)			
	【新設・延長・拡充】			
2 要望の内容	<現行制度の概要>			
	国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として			
	認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した			
	場合、特別償却又は税額控除ができる制度			
	·対象設備:機械·装置(2千万円以上)			
	開発研究用器具・備品(1千万円以上)			
	建物・付属設備・構築物(1億円以上)			
	・特別償却の割合:取得価額の 50%(特定中核事業については即時償却)			
	(建物等は 25%)			
	・税額控除の割合:取得価額の15%(建物等は8%)			
	(当期法人税額の 20%を限度とし、限度超過額は1年間繰り越し控除可)			
	<要望内容>			
	① 対象事業の拡充			
	国家戦略特別区域法施行規則第1条1項2号に定められている特定中核			
	事業に都市関連設備の整備事業、農業関連事業を追加する。			
	②対象設備の拡充			
	国家戦略特別区域法施行規則第1条1項1号に定められている事業にか			
	かる特別償却又は投資税額控除の対象資産に、農業用システムやソフトウ			
	ェアを追加する。			
	② 代4の円に出す場合・の本円			
	③ 貸付の用に供した場合への適用 ************************************			
	施設を貸付の用に供した場合でも、借り受けた者が国家戦略特別区域計 画に定められた事業を行い、事業リスクを実質的に負う一定の契約を締結			
	している場合は、当該施設の貸し手側について特別償却又は投資税額控 除の対象とする。			
	「「「「」」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「			
	④ その他、所要の規定の整備を行う。			
	していた、コメングをフェ 組で口ノ。			
3 担当部局	内閣府地域活性化推進室			
4 評価実施時期	平成 26 年8月			
5 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成 26 年度創設			

6	適用又は延長期間		平成 27 年度末まで
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
			《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応 して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が 定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進す ることにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠 点を形成することが重要である)
			国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革 の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点 的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活 動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与 することを目的とする。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ①国家戦略特区の推進
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進 国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキ ングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26 年6月24日))
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定)では、 区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果 など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、 できる限り具体的なものとして設定することとされている。現在、各区域におい て当該区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、事業の具体化に向けて 審議中であり、現時点においては各特区における区域計画の目標は設定され ていないが、今後当該区域会議における議論を踏まえ、順次設定される予 定。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるた め、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際

		競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業 が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与す ることが可能。
8 有効性等	① 適用数等	本税制は今年度新設され、現在、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。また、区域計画そのものが現在策定中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。
	② 減収額	上述のとおり、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み 者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での 適用実績はない。 また、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現 時点では困難である。
	③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 27 年度~平成 28 年度)特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度) 規制緩和と法人税を含む税制等により、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出する。特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。なお、対象事業や指定区域の範囲が異なるものの、例えば、国際戦略総合特区のうち、グリーンアジア国際戦略総合特区においては、設備投資減税を平成25年度は18件(投資額200.5億円、減税額19.9億円(推計値))を活用し、当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高を0.2 兆円から5.2 兆円に増加させるべく、取り組んでいるところである。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度) 租税特別措置が拡充されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。

とで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前排とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。ただし、上述のとおり国際戦略総合特区における設備投資減税の適用実制及びその効果から類推すれば、今後、国家戦略特区において区域計画で定められる新たな事業が、税制によるインセンティブにより設備投資が速やかに実行された場合には、それ以上の効果の発現が期待できる。 国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境機能を対し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的違成に資する事業を実効的・具体的に進かていくためのインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置は国家戦略特区の目的違成に資する事業を実効的・具体的に進節が相対である。と、規制の特例措置と当である。具体的には、本税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。具体的には、本税制措置が本年でから創設されたことにより、既に規制の特例措置と活用しつつ、大規模な設備投資を伴う事業計画が立案されつつあり、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、更なる新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。このような新たな事業計画が立案されつつあり、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、更なる新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。このような新たな事業計画が立案されつつあり、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、更なる新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。このような新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。このような新たな事業計画が対象を構造を含め、世界と戦える。と他の支援に新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。したがつて、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。 ② 地方公共 国家戦略特別を域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。		
とで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前掛とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。ただし、上述のとおり国際戦略総合特区における設備投資減税の適用実績及びその効果から類推すれば、今後、国家戦略特区において区域計画で定められる新たな事業が、税制によるインセンティブにより設備投資が速やかに実行された場合には、それ以上の効果の発現が期待できる。 国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しまとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的違家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。具体的には、本税制措置が本年度から創設されたことにより、既に規制の特例措置と受当である。具体的には、未税制措置が本年度から創設されたことにより、既に規制の特例措置と吸出計画の立案・実行が見込まれている。このような新たな事業に対する投資意思決定に係るインセンティブとして本税制措置は妥当である。 国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が請じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援する相談の対象が異なる。 ② 地方公共 団体が協力する相談の対象に対している共同体及び民間事業者その世体が協力する相談の対象が異なる。 ② 地方公共 団体が協力する相談の対象に対象が異なる。		
措置等によるべき 妥当性等 を備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンテブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。具体的には、本税制措置が本年度から創設されたことにより、既に規制の特例措置を活用しつつ、大規模な設備投資を伴う事業計画が立案されつつあり、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、更なる新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。このような新たな事業に対する投資意思決定に係るインセンティブとして本税制措置は妥当である。 国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置である。また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。 は方公共団体が協力する相関に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行わ		ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。 ただし、上述のとおり国際戦略総合特区における設備投資減税の適用実績及びその効果から類推すれば、今後、国家戦略特区において区域計画で定められる新たな事業が、税制によるインセンティブにより設備投資が速やかに実
措置や義 務付け等 との役割 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。 3 地方公共 国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者をの関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行わ	措置等に よるべき	また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。 具体的には、本税制措置が本年度から創設されたことにより、既に規制の特例措置を活用しつつ、大規模な設備投資を伴う事業計画が立案されつつあり、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、更なる新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。このような新たな事業に対する投資意思決定に
団体が協 他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、 カする相 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行わ	措置や義 務付け等 との役割	講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。 また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対
	団体が協力する相	我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行わ
10 有識者の見解 ―	10 有識者の見解	_
11 前回の事前評価又は事 ― 後評価の実施時期		_

制度名	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置 府省名 内閣府					
税目	法人税、所得税、法人	住民税、事業税、個人	住民税			
区 分	□新設	■拡充	□延長		事後	

点検項目		評価の実施状況					
租税特別措置等の合理性							
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない		
② 所期の目標の達成状 況	■達成され	ていない	□達成る	されている	□説明なし		
租税特別措置等の有効性							
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	0	
④ 適用数等の実績把握	□定量化	□定量化(ホ	艮拠なし)	□定性的記述	■把握なし	*	
⑤ 僅少・偏りの状況	□説明あり				■説明なし	0	
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(ホ	艮拠なし)	□定性的記述	■予測なし	⊗	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(化(根拠なし)	□把握なし	⊗	
⑧ 減収額の将来予測	□定量化		■定量化	比(根拠なし)	□予測なし	⊗	
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	⊗	
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり				■予測なし	0	
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	⊗	
⑩ 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	0	
租税特別措置等の相当性							
¹³ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし		
④ 他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない	□説明る	<u></u> あり	■説明なし	*	

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「②」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標(沖縄県における駐留軍用地及びその跡地において、 将来必要となる公共用地の確保を推進すること及び将来の跡地利用に関する土地所有 者の合意形成を促進すること)については、目標値及び達成時期が設定されておらず、 どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、 その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定 する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(将来必要となる公共用地の面積に対し、先行取得された土地面積の割合)は、他の政策手段等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2)以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される地域の所期の想定と比較して説明する必要がある。
- (3)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

- ① 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検 項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適 切に説明する必要がある。
 - ① 本租税特別措置等の法人税、法人住民税及び法人事業税の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における法人税、法人住民税及び法人事業税の減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「県及び宜野湾市資料」と算 定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及 びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその 根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年度中に約4.5ha(普天間飛行場)の用地を取得した」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

② 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が「将来必要となる公共用地の確保と土地所有者の合意形成が進展することで、沖縄県における駐留軍用地跡地利用の促進が一層図られることになる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について年度ごとに予測されていない ため、分析対象期間の年度ごとに適用件数を明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計 (平成27年度から33年度まで)について、「将来の取得面積の予測における面積比から算出」とされているが、将来の減収額については、普天間飛行場及び西普天間住宅地区について予測されているところ、将来の適用件数については普天間飛行場のみについて予測しているため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の法人税、法人住民税及び法人事業税の減収額の将来推計が 予測されていないため、分析対象期間における法人税、法人住民税及び法人事業 税の減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「県及び宜野湾市資料」と算定 に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及び その根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根 拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の更なる推進が図られる。」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。
- 注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)【過去の適用数(平成25年度)】 62件なお、平成24年度の適用実績はない。

⑥ 適用数等の将来予測(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

【将来の適用数の予測(普天間飛行場)】

平成 26 年度 62 件 (平成 25 年度と同数と仮定。)

平成27年度~33年度 220件(各年度合計)(将来の取得面積の予測における面積比から算出。)

(7) 減収額の実績把握(評価書中82)「減収額」欄への補足説明)

【過去の減収額(普天間飛行場)】

平成 25 年度:約151 百万円(推計)

なお、平成24年度の適用実績はない。

- (注) 課税対象額(約755百万円(推計))に長期譲渡所得に係る税率(所得税(15%)+住民税(5%))を乗じて算出。
- ⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

【将来の減収額の予測(普天間飛行場・西普天間住宅地区(注))】

平成26年度 約151百万円(平成25年度と同額と仮定。)

平成 27 年度~29 年度

約364 百万円 (国税273 百万円 地方税91 百万円) (各年度)

- (注) 1 課税対象額(約1,818百万円(推計))に長期譲渡所得に係る税率(所得税(15%)+住民税(5%))を乗じて算出。2 西普天間住宅地区は、平成27年度から算定。
- ③ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中8③≪租税特別措置等による 効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

平成24年度は適用実績がないため、記述していない。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

平成25年6月より、沖縄県と宜野湾市が沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成7年法律第102号)に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、同年度の適用件数は62件で、本租税特別措置の適用に基づく減収額は約151百万円(推計)であった。その結果として、平成25年度中に約4.5ha(普天間飛行場)の用地を取得することができたが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見通しによる必要用地(約25ha)の18%(約2割)に当たるものであり、一定の効果が得られていると認められる。当該効果に鑑み、減収額は是認すべき範囲のものであるといえる。

④ 他の政策手段との役割分担(評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補 足説明)

他の政策手段はない。

-1	政策評価の対象とした	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置
	租税特別措置等の名称	(国 13)(法人税:義)(所得税:外)
		(地 11)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税:外)
		【新設·延長· <u>拡充</u> 】
2	要望の内容	沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、駐
		留軍用地内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措置を拡充する。
		○譲渡所得特別控除の対象となる期間の延長
		(駐留軍用地返還まで ⇒ 所有者等への引渡しまで)
		〇土地の面積要件の緩和
		(200 ㎡以上(※市町村条例等により100 ㎡以上までの範囲で引下げ可)
		⇒ 100 m ³ 未満についても適用対象としうるよう緩和)
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付政策調整担当参事官室
4	評価実施時期	平成 26 年8月
5	租税特別措置等の創設	平成 24 年度税制改正において、沖縄の駐留軍用地における公共用地先行
	年度及び改正経緯	取得に係る特例措置として、譲渡所得控除(5,000 万円)を新設。
	*************************************	THE OF TO BOTH THE
6	適用又は延長期間	平成 34 年3月 31 日まで
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその 根拠	沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、 将来必要となる公共用地の確保を推進するとともに、将来の跡地利用に関す
	11272	る土地所有者の合意形成を促進する。
		《政策目的の根拠》
		〇沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別は第25年の1975年の1
		別措置法(平成7年法律第102号) 第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模
		に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切
		な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展
		及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とする。
		第三条 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用さ
		れた後にようやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、 ニ十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下
		ー
		の基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。
		2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してき
		たものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展
		に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連 携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な
	1 1	LIMPET HENCIEVE CONTRACTOR 0

			3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。 第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 2 政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。
		政策体系 における 政策目的 の位置付 け	【政策】 12. 沖縄政策の推進 【施策】 ①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進
	3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 沖縄県における駐留軍用地及びその跡地において、将来必要となる公共用 地の確保を推進すること及び将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形 成を促進すること。 目標達成時期は各駐留軍用地の土地所有者への引渡し時期*とする。 ※具体的な引渡し時期は、駐留軍用地の支障除去期間等により変動する ため未定である。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「将来必要となる公共用地の面積に対し、先行取得された土地面積の割合」を測定指標とする。 将来必要となる公共用地の面積の見通しは、現時点では以下のとおりである。ただし、特定事業の見通し(土地利用計画)は地方公共団体が決定することから、「将来必要となる公共用地の面積」は変更がありうる。
			・特定事業の見通し(普天間飛行場、平成 25 年度時点) 251,500 ㎡(約 25ha) (・沖縄県… 道路 171,500 ㎡ ・宜野湾市… 学校 80,000 ㎡
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、返還が見込まれる駐留軍用地及びその跡地において、将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形成が促進され、地方公共団体(沖縄県及び関係市町村)による公共用地の確保が推進することで、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に寄与する。
有効性 等	1	適用数等	[過去の適用数] 平成 25 年6月より、沖縄県と宜野湾市が跡地法に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、平成 25 年度中に約 4.5ha(普天間飛行場)の用地を取得したが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見通しによる必要用地(約 25ha)の 18%(約2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。
		(3) (3)	政策目的の位は では では では では では では では

	【取得面積(平成 25 年度)】 〇普天間飛行場: 45,003.52 ㎡(約 4,5ha) 『取主体別取得面積: 沖 縄 県 31,513. 14 ㎡ 宜野湾市 13,490. 38 ㎡ 上記の取得面積は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」には現時点で平成 24 年度までの数値が掲載されているが、平成 25 年度の数値については掲載されていないため、県及び宜野湾市資料による。 【将来の取得面積の予測(普天間飛行場)】 平成 26 年度 4.5ha (平成 25 年度同数と仮定) 平成 27 年度~平成 33 年度 16ha(各年度合計)
	【参考】特定事業の見通し(普天間飛行場、平成 25 年度時点) 251,500 ㎡(約 25ha) (・沖 縄 県 … 道路 171,500 ㎡ ・宜野湾市 … 学校 80,000 ㎡
② 減収額	【過去の減収額(普天間飛行場)】 平成 25 年度: 約 151 百万円(推計) なお、上記減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には現時点で平成 24 年度までの数値が掲載されているが、平成 25 年度の数値については掲載されていないため、沖縄県及び宜野湾市の買取額及び地権者数を用いて推計している。 【将来の減収額の予測(普天間飛行場・西普天間住宅地区(※))】 平成 26 年度 約 151 百万円(平成 25 年度と同額と仮定) 平成 27 年度~平成 29 年度 約 364 百万円(国税 273 百万円 地方税 91 百万円)(各年度) ※西普天間住宅地区は、平成 27 年度から算定
③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~平成33年度)制度創設時の政策目的は、「駐留軍用地の跡地利用を見据え、市町村が返還前の早い段階から公共用地の先行取得を実施する場合に、返還後の円滑な跡地利用の促進を図ること」とされている。 平成25年6月より、沖縄県と宜野湾市が沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、平成25年度中に約4.5ha(普天間飛行場)の用地を取得したところであるが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見通しによる必要用地(約25ha)の18%(約2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。 一方で、沖縄県から、譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長すること及び100㎡未満の小規模地も先行取得に係る課税の特例措置の対象とすることの2点について拡充要望があったところである。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度~平成 33 年度)

制度創設時の政策の達成目標は、「沖縄県における駐留軍用地跡地利用の促進」駐留軍用地の跡地利用を見据え、市町村が返還前の早い段階から公共用地の先行取得を実施する場合に、返還後の円滑な跡地利用の促進を図ること」とされている。

平成 25 年6月より、沖縄県と宜野湾市が沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、平成 25 年度中に約4.5ha(普天間飛行場)の用地を取得したところであるが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見通しによる必要用地(約25ha)の18%(約2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。

一方で、沖縄県からの要望にあるとおり、譲渡所得特別控除の対象となる 期間を「返還」から「引渡し」まで延長することにより、土地利用計画に関する土 地所有者への丁寧な説明と理解が促進され、必要となる公共用地の確保が 図られるとともに、土地利用計画の見直し等により公共公益施設の整備方針 が変更された場合においても、所要の用地を的確かつ柔軟に確保することが できる。

また、現行制度では、100 ㎡未満の土地については先行取得の対象外となっているが、当該土地も対象とすることにより、小規模地を含む多くの所有者にとって等しい環境が整い、土地利用計画に関するより多くの土地所有者の合意形成を進めていくことが可能となる。以上より、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の更なる推進が図られる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度~平成33年度)

譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長されなかった場合には、将来必要となる公共用地の確保と土地利用計画に関する土地所有者の合意形成に支障が生じるおそれがあるほか、土地利用計画の見直し等により公共公益施設の整備方針が変更された場合に、必要用地の的確かつ柔軟な確保に支障が生じるおそれがある。また、100 ㎡未満の小規模地が先行取得に係る課税の特例措置の対象とならなかった場合には、小規模地を含む多くの所有者にとって等しい環境が整わず、土地利用計画に関する土地所有者間の合意形成に支障が生じ、円滑な土地の確保に多大な影響を及ぼすおそれがある。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 25 年度~平成 33 年度)

駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後にようやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、その有効かつ適切な利用が推進されなければならないが、本措置は、そうした駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み措置されたものである。

そうした背景の下、跡地法に基づく駐留軍用地の先行取得については、沖縄県と宜野湾市が平成25年度中に約4.5haの用地(普天間飛行場)を取得したところであるが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見通しによる必要用地(約25ha)の18%(約2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。なお、今回要望している拡充措置により、将来必要となる公共用地の確保と土地所有者の合意形成が進展することで、沖縄県にお

			ける駐留軍用地跡地利用の促進が一層図られることになる。 【参考】 〇特定事業の見通し(普天間飛行場、平成 25 年度時点) 251,500 ㎡(約 25ha) (・沖 縄 県 … 道路 171,500 ㎡ ・宜野湾市 … 学校 80,000 ㎡
9	相当性	① 租税特別 措置るべき等 ② 他の置やけ援 務付け役割 分担	本租税特別措置は、駐留軍用地内の土地を先行取得するにあたり、土地所有者の税負担を軽減するものである。したがって、譲渡所得に課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率である。
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長することにより、沖縄県及び関係市町村にとって将来必要となる公共用地の確保と土地利用計画に関する土地所有者の合意形成が進むほか、土地利用計画の見直し等により公共公益施設の整備方針が変更された場合に、必要用地を的確かつ柔軟に確保することができる。また、100 ㎡未満の小規模地も先行取得の対象とすることで、小規模地を含む多くの所有者にとって等しい環境が整い、公共用地の確保と土地所有者の合意形成を円滑に進めることが可能となる。以上より、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進が図られる。
10	有識者の	D見解	_
11	11 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		_

制度名	「国家戦略特区」にお る課税の特例措置の延	がける国家戦略民間都市 長	再生事業に対す	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録	免許税			
区分	□新設	□拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況			
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	□達成されていない □達成されている	■説明なし		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	0	
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし		
⑤ 僅少・偏りの状況	■説明あり	□説明なし		
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化 ■定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	0	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし		
⑧ 減収額の将来予測	□定量化 □定量化(根拠なし)	■予測なし		
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	□把握あり	■把握なし		
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり	■予測なし		
① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり	■説明なし		
¹² 税収減是認の効果の 将来見込み	□説明あり	■説明なし		
租税特別措置等の相当性				
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり	□説明なし		

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(各特区における区域計画の目標達成状況)は、他の租税特別措置等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について平成27年度しか予測されていないため、26年度及び28年度の適用件数を明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計(平成27年度)についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- 注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」 については、分析・説明に不十分な点は認められない。

1	政策証価	5の対象とした	「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措
	租税特別措置等の名称		置の延長
			(国 14)(法人税:義)(所得税、登録免許税:外)
			【新設・ 延長 ・拡充】
2	2 要望の内容		適用期限を2年間延長する。
			【制度概要】
			国家戦略特別区域かつ特定都市再生緊急整備地域又は都市再生緊急整
			備地域において、特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置及び都
			市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を、国家戦略特別区域法により
			民間都市開発事業の実施主体に対する都市再生特別措置法第 21 条第1項
			の認定があったものとみなされる場合にも認める。
3	担当部局		内閣府地域活性化推進室
4	評価実施	E時期	平成 26 年8月
5	租税特別	措置等の創設	平成 26 年度 創設
	年度及び	「改正経緯	
6	適用又は	t延長期間	平成 27 年度及び平成 28 年度の2年間
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進するこ
		根拠	とにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形
			成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的 とする。
			2 প ব ্
			 《政策目的の根拠》
			国家戦略特別区域法第1条
			(我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応
			して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が
			定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進す
			ることにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠
			点を形成することが重要である)
			国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)
			(国家戦略特区制度の目的・意義)
			国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革
			の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点
			的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活
			動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与
			することを目的とする。
		② 政策体系	【政策】
		における	6. 地域活性化の推進
		政策目的	【施策】
		の位置付	①国家戦略特区の推進

	け	
	③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進 国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキ ングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26 年6月24日))
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定)では、 区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果 など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、 できる限り具体的なものとして設定することとされている。現在、各区域におい て当該区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、審議中であり、現時点に おいては各特区における区域計画の目標は設定されていないが、今後当該区 域会議における議論を踏まえ、順次設定される予定。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際
		競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業 が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与す ることが可能。
有効性 等	① 適用数等	(適用件数見込み) 所 得 税:平成27年度 1件 法 人 税:平成27年度 1件 登録免許税:平成27年度 1件 (適用事業者の範囲) 民間都市開発事業を施行する者
	② 減収額	税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。また、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難。
	③ 効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 27 年度~平成 28 年度)特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。
		3 達成 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27 年度~平成28年度) 規制緩和と法人税を含む税制等により、特区区域において「世界で一番ビ ジネスのしやすい環境」を創出する。 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投 資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定 している段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標 の実現状況の分析は現時点では不可能である。 また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中で あるため、将来推計についても現時点では不可能である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間: 平成 27 年度~平成 28 年度) 租税特別措置が延長されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるよう な産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き 出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として 国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度~平成 28 年度) 本措置は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定 事業に対し、ワンストップ化を活用した優良な民間都市開発事業の円滑かつ 迅速な実施を促し、金融支援及び本税制措置等により、事業実施主体のニー ズに合わせ、支援していくことにより、国際的な経済活動の拠点の形成に資す るものであるため、本措置の延長が必要である。 本要望の実現により、国際的ビジネス拠点の形成に資する民間の再開発へ の投資が増加することで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生する ことが見込まれる。 本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している 段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経 済効果の分析や将来の推計は不可能である。 なお、本税制措置は国家戦略特別区域かつ特定都市再生緊急整備地域又 は都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業について、認定 手続のワンストップ化を活用した円滑かつ迅速な実施を促進するための措置 であるが、これまでの特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地 域全体の認定事業(70計画)における効果を参考までに示せば、以下のとおり である。 (参考) 建設投資累計額:31,102 億円、経済波及効果:80,787 億円、税収増効果: 12,313 億円と試算される。 9 相当性 ① 和税特別 国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境 措置等に 整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティ よるべき ブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。 妥当性等 また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となってい る規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達

成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国

	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。 国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
	③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

-64-

制度名	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要 の措置				内閣府
税目	法人税、所得税、消費税、 事業所税、地方消費税	印紙税、法人住民税、	事業税、住民	说(利子智	割)、固定資産税、
区 分	■新設	□拡充	□延長		□事後

点検項目	評価の実施状況					課題
租税特別措置等の合理性						
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	■明らか □明らかでない				
租税特別措置等の有効性						
③ 達成目標及び測定指 標	□定量化		□定性的	勺記述	■説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□予測なし	*
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり				■予測なし	
① 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	
租税特別措置等の相当性						
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策	手段はない	□説明ま	あり	■説明なし	*

- 「〇」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「淡」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【内閣09】

	題の説明】 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
	背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認めらい。
た	補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみら ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その ・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

一定の仮定の下に、以下のような試算を行っている。

(国税)

- 所得税、法人税については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。) の業務運営方針が固まっていないが、ここでは、減収見込みは想定していない。
- 消費税については、減収に係る要望は行っていない。
- 印紙税については、平成27年度の機構に係る概算要求ベースの金額を基に、27年度において機構が作成する請負契約書等に係る印紙税を、契約金額の区分ごとの印紙税額(200円~10万円)に契約本数(見込み)を乗じることによる試算値。

(地方税)

- 法人住民税(法人税割)、住民税(利子割)、事業税については、機構の業務運営方針が固まっていないが、ここでは、減収見込みは想定していない。
- 事業所税については、資産割(事務所の床面積6,700m²(注)×600円/m²)と従業者割(従業者給与総額の見込み約29億53百万円×税率0.25%)の合算による試算値。
 (注)想定される最大値を使用。
- 固定資産税については、機構が所有する見込みの固定資産(研究用の器具・備品等)に係る 課税標準額×税率(1.4%)による試算値。

具体的には、以下のとおり。

固定資産税額(特例なし): 約25億3百万円(課税標準額)×1.4%=約35百万円(A)固定資産税額(特例あり(注): 約10億14百万円 (課税標準額)×1.4%=約14百万円 (B)減収見込み: (A) - (B) =約21百万円

- (注) 当初5年は課税標準額を1/3に軽減。以降5年は課税標準額を2/3に軽減。
- 地方消費税については、減収に係る要望を行っていない。

法人税、法人住民税及び法人事業税については、利子収入や特許収入等に課税され得るが、機構の業務運営方針が固まっていないこと、日本版バイドール規定(注)の適用が想定されること等から、ここでは、減収見込みはないものと試算している。

- (注) 政府資金による委託研究開発から派生した特許権等を受託先に帰属させ得ることとするもの。
- ④ 他の政策手段との役割分担 (評価書中92)「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補 足説明)

税制及び財政措置を行うことによって、機構において、医療分野における基礎から実用化までの 一貫した研究開発等を推進させるもの。

このうち、財政措置は、医療分野研究開発推進計画に掲げる研究開発プロジェクトを推進するとともに、実用化等の支援を目的としている。

一方、本租税措置は、機構の公共性に鑑み、納税に係る事務を軽減し、機構内における事務・事業の円滑かつ効率的な実施の実現を目的としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
	租税特別措置等の名称	(国 16)(法人税:義)(所得税、消費税、印紙税:外)
		(地13)(法人住民税、事業税:義)(住民税(利子割)、固定資産税、事業所税、
		地方消費税:外)
		【新設·延長·拡充】
2	要望の内容	国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立(平成27年4月1日予定)
		に伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。
		【国税】
		・所得税(公共法人等(所得税法別表第一)として非課税措置を適用)
		・法人税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用)
		・消費税(公共法人等(所得税法別表第一)として課税方法の特例を適用
		(別表第三))
		・印紙税(非課税措置を適用(印紙税法別表第二))
		【地方税】
		・法人住民税(法人税割)(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置
		を適用)
		・住民税(利子割)(公共法人等(所得税法別表第一)として非課税措置を適
		用)
		・事業税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用)
		・固定資産税(償却資産の課税標準の特例を適用)
		・事業所税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用)
		・地方消費税※消費税(国税)と連動した要望
3	担当部局	内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)
		独立行政法人日本医療研究開発機構担当室
4	評価実施時期	平成 26 年8月
5	租税特別措置等の創設	_
	年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその 根拠	医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部の下で、基礎から 実用化まで切れ目ない支援を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構
	1区7处	を新たに設立することにより、医療分野の研究開発を戦略的に推進し、国民が
		健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成すること。
		 《政策目的の根拠》
		健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)
		(独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割)
		第19条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究
		開発の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関にお

		=
		ける医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作
		成するものとする。
		独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成26年法律第49号)
		(機構の目的)
		第3条 独立行政法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)は、医療分野の研究開発に
		おける基礎的な研究開発から実用化までの研究開発までの一貫した研究開発の推進及び
		その成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われる環境
		の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画(健康・医療戦略推
		進法(平成26年法律第48号)第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進計画をい
		う。)に基づき、大学、研究開発法人(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第8
		可に規定する研究開発法人をいう。)その他の研究機関(以下この条において単に「研究機
		関」という。)の能力を活用して行う医療分野の研究開発その環境の整備、研究機関におけ
		対象の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の
		の位派力打の明元所元次の「の珠光の正順の明成寺の末初で刊」とことも同じする。
	② 政策体系	【政策】
	における	9. 科学技術政策の推進
	政策目的	【施策】
	の位置付	施策単位では該当なし
	け	
	③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
	及び測定	平成27年4月1日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構を設立し、
	指標	医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開
		発までの一貫した研究開発の推進等を行い、健康・医療戦略推進本部が定め
		る医療分野研究開発推進計画を実施する。
		※上記の目標は、租税特別措置等に加え、国からの財源措置等と相まって達成しようとするもの。
		 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
		測定指標については、今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発
		機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
		世界最高水準の医療の提供、ひいては健康長寿社会の実現に資する。
8 有効性	① 適用数等	1法人(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)
等	A D 4- 4-	
	②減収額	国税:▲1百万円(初年度)、▲1百万円(平年度)
		地方税:▲11百万円(初年度)、▲32百万円(平年度)
	③ 効果・達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年4月~)
	目標の実	医療分野の研究開発を戦略的に推進し、世界最高水準の医療を実現すると
	現状況	ともに、健康・医療に係る産業を戦略産業として育成していくことにより、国民が
		健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するため、内閣に健
		康・医療戦略推進本部を設置すること等を定める健康・医療戦略推進法(平成
		26年法律第48号)及び同本部の下で医療分野の研究開発の研究費の配分
		等を行う法人を設立するための独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成
		26年法律第49号)が平成26年5月30日に公布された。
		独立行政法人日本医療研究開発機構法に基づき国立研究開発法人日本医

		原町立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等により、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。 (※)「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第67号)により、平成27年4月1日より、法人の名称は「独立行政法人日本医療研究開発機構」から「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」となる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等により、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。 なお、測定指標は今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構
		に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定することとしており、測定指標を用いて、将来をおける租特等の直接的な効果を現時点で予測することは困難。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月~)
		仮に税制上の措置を講じない場合には、現状の厳しい財政事情の中にあって、研究に必要な予算が不足することが予想され、医療分野の研究開発の推進による世界最高水準の医療の提供、そして、健康長寿社会の実現という政策実現に支障が生じる。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年4月~) 平年度において国税及び地方税併せて33百万円の税収減が見込まれる が、他方、租税特別措置等により、医療分野の研究開発について必要な予算 で研究費の配分等を行うことにより、革新的な医薬品等の開発につながり、世 界最高水準の医療を実現し、健康長寿社会を形成するとともに、我が国経済 の成長にも資するものとなる。
9 相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、自ら収益事業を行わない極めて公共性の高い独立行政法人であり、税制上の措置は、医療分野の研究開発の推進等による世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の実現に必要である。なお、他の独立行政法人は、税制上の優遇措置を受けていることから、国立研究開発法人日本医療研究開発機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くことになる。
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	税制上の特例措置だけではなく、国の財源措置など他の支援措置を一体として実施することで、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、必要な予算によって、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進し、世界最高水準の医療を実現し、ひいては、健康長寿社会を形成することに資する。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	健康・医療戦略推進法においては、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、国との役割分担の下、地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定・実施する責務を有しており、地方公共団体が協力する相当がある。また、日本医療研究開発機構が研究費を配分する研究機関は、全国

療研究開発機構(※)を平成27年4月1日に設立することを予定している。

		各地に存在するため、当該地域における医療分野の研究開発の発展、ひいては、健康・医療の向上に資すると考えられえることから、地方公共団体の協力する相当性がある。
10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	

【内閣10】

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置				内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税				
区 分	■新設	■新設 □拡充			□事後

点		評価の実施状況				課題	
租税特別措置	置等の合理性						
	目的の根拠・政 系での位置付け	■明らか	■明らか □明らかでない				
租税特別措	置等の有効性						
③ 達成 標	目標及び測定指	■定量化		□定性的	勺記述	□説明なし	
⑥ 適用数	女等の将来予測	■定量化	□定量化(根	拠なし)	□定性的記述	□予測なし	
⑧ 減収額	質の将来予測	■定量化		□定量(ヒ(根拠なし)	□予測なし	
)効果・達成目 実現状況の将来	■予測あり				□予測なし	
② 税収源 将来身	成是認の効果の 見込み	■説明あり				□説明なし	
租税特別措	置等の相当性						
)手段をとる必 適切性	■説明あり				□説明なし	
個 他の呼 割分割	対策手段との役 3	□他の政策	手段はない	■説明ま	あり	□説明なし	

- 「〇」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「淡」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】 本評価書は、	評価に求められる最低限必要な要素	(項目)	の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	111	
1	政策評価の対象とした	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
	租税特別措置等の名称	(国 20)(法人税:義)(所得税:外)
		(地 17)(法人住民税、法人事業税:義)
		【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認め
		られる「指定寄附金」の取扱いとする。
		法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法
		人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。
		また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について税額控除を導入
		し、所得控除と選択できるようにする。
		(※)「国立研究開発法人」とは、平成 27 年4月施行の改正独立行政法人通則
		法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第3項に定める法人をいう。
3	担当部局	内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)
	== /= == += += +=	
	評価実施時期	平成 26 年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	_
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることによ
	根拠	り、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民
		からの寄附金を用いて当該民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた 研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベー
		ション創出に寄与することを目的とする。
		712 Andrea 7 7 Secretarie 7 Se
		《政策目的の根拠》
		○「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定)
		法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合に
		は、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を
		運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。また、法人の事
		務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄付金や受託収入などの自己
		収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の
		算定において控除対象外とする。加えて、各法人への寄付の促進方策、受託
		収入の増加など、自己収入に係る検討を進める。
		○「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日
		自民党 科学技術・イノベーション戦略調査会)
		全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法
		人・国立大学法人・学校法人 について自己財源確保のため寄附税制を拡充
		すべき。

:		
		Frei Me 3
	② 政策体系	【政策】
	における	9. 科学技術政策の推進
	政策目的	【施策】
	の位置付	②科学技術イノベーション創造の推進
	(+	
		《租税特別措置等により達成しようとする目標》
	③ 達成目標	
	及び測定	イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収
	指標	入を増大させるとともに、民間企業等及び国民の二一ズを的確に踏まえた研究開発を推進する。
		なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額べ
		一スで1.4倍(約1,662百万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本
		租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。
		※過去に、国立研究開発法人と同様に公共性の高い法人である学校法人に
		税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置
		等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できることから、
		過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額1.187百万円が、1.4倍に増
		加するものとして試算。
		加りるものとして武昇。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
		本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。
		また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び
		率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租
		税特別措置の効果を検証する。
		がいがは色の効果を決血する。
		租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人や個人に
		対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増
		大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業
		等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出
		に寄与する。
8 有効性	① 適用数等	国立研究開発法人に移行予定の31法人の実績等に基づけば、以下のとお
等	(AE/113A 47	り推計される。
ਚ		りfital C11の。
		* 1
		法人: 平成 27 年度 358 法人
		平成 28 年度 433 法人
		平成 29 年度 508 法人
		個人: 平成 27 年度 799 人
		平成 28 年度 967 人
		平成 29 年度 1,136 人
		一次 25 年後 1,130 人 ※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
		適用見込数の試算について」を参照。
	② 減収額	国立研究開発法人に移行予定の 31 法人において、
		平成 27 年度
		国税: 83 百万円
		地方税: 31 百万円

		:	平成 28 年度
			国税: 94 百万円 地方税: 35 百万円 平成29 年度 国税: 105 百万円 地方税: 39 百万円 地方税: 39 百万円 ※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う 減収見込額の試算について」を参照。
	3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 27 年度~29 年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27年度~29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが期待できる。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度~29年度) 国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度~29年度) 減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍(件数は1.8倍)に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できる。この結果、144百万円の税収減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は475百万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。 (※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額1,187百万円が、1.4倍に増加するものとして試算
9 相当	1性 ①	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	国立研究開発法人への寄附を行う企業や個人に対するインセンティブ(寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。現在も、研究開発を行う独立行政法人に対する寄附金は、国からの補助金等と相まって、研究開発の推進に活用されており、自己収入確保の手段として

		重要である。
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	国立研究開発法人において、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。 一方、国立研究開発法人における寄附金収入は、使途の指定を受けて民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進のほか、イノベーション創出の促進が期待される萌芽的・基礎的研究等に用いられる。このため、本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、い口寄附の
		促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。 双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。
	③ 地方公共 団体が協 カする相 当性	国立研究開発法人については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄付収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。
10	有識者の見解	_
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	_

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う 適用見込数の試算について

【適用見込数】

〇指定寄附金化に伴う適用見込数

平成 27 年度 358 法人 平成 28 年度 433 法人 平成 29 年度 508 法人

〇税額控除の導入に伴う適用見込数

平成 27 年度 799 人 平成 28 年度 967 人 平成 29 年度 1,136 人

【①指定寄附金化】

- 1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の 寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果(平成24年度分)に基づき 試算した。
- 2. 国立研究開発法人に移行する予定である 31 法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件数の平均である 1,196 件(※1) をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8 倍に寄附件数が増加すると仮定(※2) して、年間の適用事業者の見込数を算出する。
 - (※1) 年度ごとの寄附件数は、H21: 1,210 件、H22:1,201 件、H23:1,205 件、 H24: 1,218 件、H25: 1,148 件
 - (※2) 税額控除導入後、一定数ずつ寄附件数が増加し、学校法人への寄附件数の増加率(税額控除導入3年後、1.8 倍に寄附件数が増加)と同様の増加があると仮定

(適用事業者の見込数)

H27 年度:1,196 件×1.27 = 1,515 (法人) H28 年度:1,196 件×1.53 = 1,834 (法人) H29 年度:1,196 件×1.8 = 2,153 (法人)

※)H27年度とH28年度の増加率については、小数点第3位を四捨五入して表記

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 675, 516 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 159, 330 百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合) 159,330百万 ÷ 675,516百万円 × 100 = 23.6%

4. 2. から算出された適用事業者の見込み数のうち、3. で算出された割合である 23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの(つまり、本要望の措置の適用を受けるもの)と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

H27 年度: 1,515 法人 × 23.6% = 358 法人 H28 年度: 1,834 法人 × 23.6% = 433 法人 H29 年度: 2,153 法人 × 23.6% = 508 法人

と推計される。

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果(平成24年度分)を基に、寄附控除の申告を行った納税者(計:426,927人)について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。(表1・表2参照)

<表 1 >

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
а	~150 万円	12,257	6.9%	-
b	~300 万円	32,372	18.1%	あ
С	~500 万円	28,131	15.7%	い
d	~800 万円	25,735	14.4%	ń
е	~1,000 万円	10,535	5.9%	え
f	~2,000 万円	32,433	18.1%	お
g	2,000 万円~	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	~195 万円	5%
い	195 万円~330 万円	10%-97,500円
う	330 万円~695 万円	20%-427,500円
え	695 万円~900 万円	23%-636,000円
お	900 万円~1800 万円	33%-1,536,000円
か	1800 万円~	40%-2,796,000円

- 2. 国立研究開発法人に移行する予定の 31 法人に対する個人寄附について、<u>過去5年間の平均件数である 874 件(※1)をもとに</u>、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、<u>1.8 倍に寄附件数が増加すると仮定(※2)</u>して 31 法人分の予想寄附者数を算出し、〈表 1〉の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。
 - (※1) 年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件
 - (※2) 税額控除導入後、一定数ずつ寄附件数が増加し、学校法人への寄附件数の 増加率(税額控除導入3年後、1.8倍に寄附件数が増加)と同様の増加が あると仮定

予想寄附者数

H27 年度: 874 件×1.27 ≒ 1,107 人

H28 年度: 874 件×1.53 ≒ 1,340 人

H29 年度: 874 件×1.8 ≒ 1,573 人 となる。

- ※)H27年度とH28年度の増加率については、小数点第3位を四捨五入して表記
- 3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数(適用見込数)については、
 - 表中a(表2の「一」に該当)の階層は、所得税非課税のため除外、
 - ・ g(表2の「か」に該当)については、税額控除を選択しても減税とならない (税額控除率と所得税率が40%と同率)ため除外、

よって、残りの b~f の階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

(例: H29 年度の適用見込数)

1,573 人 × (18.1% + 15.7% + 14.4% + 5.9% + 18.1%) = 1,136 人 b c d e f

同様に、

H27 年度: 799 人 H28 年度: 967 人

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う 減収見込額の試算について

【減収見込額(総額)】

平成 27 年度 国税: 83 百万円、地方税: 31 百万円 平成 28 年度 国税: 94 百万円、地方税: 35 百万円 平成 29 年度 国税: 105 百万円、地方税: 39 百万円

①指定寄附金化に伴う減収見込額

平成 27 年度 104 百万円 (国税: 73 百万円、地方税: 31 百万円) 平成 28 年度 116 百万円 (国税: 81 百万円、地方税: 35 百万円) 平成 29 年度 129 百万円 (国税: 90 百万円、地方税: 39 百万円)

②税額控除の導入に伴う減収見込額(国税のみ)

平成 27 年度 10 百万円 平成 28 年度 13 百万円 平成 29 年度 15 百万円

【①指定寄附金化】

- 1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の 寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果(平成24年度分)に基づき 試算した。
- 2. 国立研究開発法人に移行する予定である 31 法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である 1,018,583 千円(※1) をもとに、イノベーション 創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4倍に寄附額が増加すると仮定(※2) して、年間の法人寄附金見込額を算出する。
 - (※1) 年度ごとの寄附金額は、H21: 592,762 千円、H22: 678,682 千円、H23: 1.362.756 千円、H24: 960.711 千円、H25: 1.498.003 千円
 - (※2) 税額控除導入後、一定額ずつ寄附金が増加し、学校法人への寄附金の増加率(税制控除導入3年後、1.4 倍に寄附額が増加)と同様の増加があると仮定

(法人寄附金見込額)

H27 年度:1,018,583 千円 × 1.13 = 1,154,394 千円(約1,154 百万円) H28 年度:1,018,583 千円 × 1.27 = 1,290,205 千円(約1,290 百万円) H29 年度:1,018,583 千円 × 1.4 = 1,426,016 千円(約1,426 百万円) ※) H27 年度と H28 年度の増加率については、小数点第3位を四捨五入して表記 3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 675,516 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 159,330 百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

159,330 百万 ÷ 675,516 百万円 × 100 = 23.6%

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の 31 法人に係る減収見込額を算定する。

【H29 年度における減収見込み額】

- 〇 国税分
 - ·法人税 1,426 百万円 × 23.6% × 25.5% (税率) ≒ 85.8 百万円
 - ・地方法人税 85.8 百万円 × 4.4% ≒ <u>3.8 百万円</u> ※ 税額は、法人税額の 4.4% (平成 26 年 10 月 1 日以降)。
- 〇 地方税分
 - ・法人住民税 85.8 百万円 × 12.9% ≒ <u>11.1 百万円</u> ※ 税率は、総務省指定の率。
 - 事業税
 - (A. 法人事業税所得割(収入割)の減収額)

1.426 百万円 × 23.6% × 5.3% ≒ 17.8 百万円

- ※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務 省指定の率を採用。
- (B. 地方法人特別税の減収額)

17.8百万円 × 54.7% ≒ 9.7百万円

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務 省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

17.8 百万円 + 9.7 百万円 ≒ 27.5 百万円

5. 以上、減収見込み額(指定寄附金化による)は、以下の通り。

○ 国 税: 85.8百万円 + 3.8百万円 ≒ 90百万円○ 地方税: 11.1百万円 + 27.5百万円 ≒ 39百万円

6. 同様に、H27年度、H28年度における減収見込み額を推定すれば以下のとおり。

H27 年度 国税: 73 百万円 地方税: 31 百万円 H28 年度 国税: 81 百万円 地方税: 35 百万円

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果(平成24年度分)を基に、寄附控除の申告を行った納税者(計:426,927人)について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額からー人当たりの平均寄附金額を計算した。(表1参照)

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
а	~150万円	12,257	6.9%	384	33,329	_
b	~300 万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
С	~500 万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	~800 万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
е	~1,000 万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	~2,000 万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000 万円~	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合言	i l	178,850		28,349		
()**	1972 J. # L D. T. & S. M. L. L. J. & S. M. L. & D. L.					

(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある

(※2) 1人あたり寄附額(推計)=寄附金控除額/人数+2,000円

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	~195 万円	5%
い	195 万円~330 万円	10%-97,500円
う	330 万円~695 万円	20%-427,500円
え	695 万円~900 万円	23%-636,000 円
お	900 万円~1800 万円	33%-1,536,000円
か	1800 万円~	40%-2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に(表2参照)、所得控除方式と税額控除方式(2,000円を超える寄附について40%控除)による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

(計算式)

税額控除額 - 所得控除額 =各所得階層1人当たりの減収見込額

a→所得税非課税と想定(基礎控除等で課税されることがないため)

```
b [{(39,471-2,000) × 0.4} - {(39,471-2,000) × 0.05}] = 13,115 円 c [{(53,011-2,000) × 0.4} - {(53,011-2,000) × 0.1}] = 15,303 円 d [{(72,332-2,000) × 0.4} - {(72,332-2,000) × 0.2}] = 14,066 円 e [{(90,942-2,000) × 0.4} - {(90,942-2,000) × 0.23}] = 15,120 円 f [{(133,132-2,000) × 0.4} - {(133,132-2,000) × 0.33}] = 9,179 円 g [{(491,983-2,000) × 0.4} - {(491,983-2,000) × 0.4}] = 0 円 ※ g は、差額 0 円
```

国立研究開発法人に移行する予定の 31 法人に対する個人寄附について、<u>過去5年間の平均件数である 874 件(※1)をもとに</u>、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8 倍に寄附件数が増加すると仮定(※2)して 31 法人分の予想寄附者数を算出し、<表 1>の寄附者数の分布に当てはめ、1 人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

- (※1) 年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1 440件
- (※2) 税額控除導入後、一定数ずつ寄附件数が増加し、学校法人への寄附件数の 増加率(税額控除導入3年後、1.8倍に寄附件数が増加)と同様の増加が あると仮定

予想寄附者数

H27 年度: 874×1.27 ≒ 1,107 (人) H28 年度: 874×1.53 ≒ 1,340 (人)

H29 年度: 874×1.8 ≒ 1.573 (人) となる。

※)H27年度とH28年度の増加率については、小数点第3位を四捨五入して表記

【H29 年度における減収見込み額】

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

- a→ 所得税非課税のため算出しない
- b (1,573 人×18.1%) ×13,115 円 =3,734,011 円
- c (1,573人×15.7%) ×15,303円 =3,779,244円
- d (1,573 人×14.4%) ×14,066 円 =3,186,118 円
- e (1,573 人×5.9%) ×15,120 円 =1,403,242 円

f (1,573 人×18.1%) ×9,179 円 =2,613,381 円 g→減収が発生しないため算出しない

以上より、b~fを合計した 14,715,996円≒15百万円が減収見込額となる。

同様に、H27年度、H28年度における減収見込額を推定すれば以下のとおり。

H27 年度: 10,356,394 円≒10 百万円 H28 年度: 12,536,195 円≒13 百万円

⇒ ① (指定寄附金化による減収見込額)、② (税額控除の導入による減収見込額)を合計した各年度の減収見込額は以下のとおり。

平成 27 年度 国税: 83 百万円、地方税: 31 百万円 平成 28 年度 国税: 94 百万円、地方税: 35 百万円 平成 29 年度 国税: 105 百万円、地方税: 39 百万円

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

-76-

制度名	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長			府省名	内閣府
税目	法人税				
区分	□新設	■拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況				
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない			
② 所期の目標の達成状 況	■達成されていない □達成されている	□説明なし			
租税特別措置等の有効性			•		
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	*		
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的語	兄述 □把握なし			
⑤ 僅少・偏りの状況	■説明あり	□説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記	卍述 □予測なし	*		
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □把握なし			
⑧ 減収額の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □予測なし			
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし			
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	■予測あり	□予測なし	*		
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり	□説明なし	*		
税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり	□説明なし	*		
租税特別措置等の相当性					
(3) 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし			
値の政策手段との役割分担	■他の政策手段はない □説明あり	□説明なし			

内閣11】

	[
【課題の説明】	
本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素(項目)の説明が行われている。	
なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示さ	れた
補足説明の内容(<点検結果表の別紙>参照)も踏まえている。	,, ,, _
III) CONTROLL (AMDONATION SAME SAME SAME CONTROLL CONTROL CONTR	

[「]〇」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「淡」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「❷」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定 (評価書中 7 ③ 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 欄への補足説明)

税制の直接的効果については、税制の適用があった事業者に対し、「本制度があったため投資に踏み切ったのか(本制度がなかったら投資を行わなかったのか。)。」等についてヒアリングを実施することにより、税制の直接的効果について把握していく予定である。

⑥ 適用数等の将来予測 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

平成27年度の適用件数については、データセンター事業者(約80者)のうち約12%のものが税制を踏まえた対象設備への投資意向があるとのヒアリング結果に、国内データセンター事業者数(432者)を乗じることにより推計(432×12%)。平成28年度の適用件数については、27年度の適用件数である52件を2か月分に按分することにより推計。

税制適用見込額は、課題を踏まえ精査した結果、以下のとおり改めることとする。

税制適用見込額については、

(税制対象設備の1者当たりの平均投資額(A)) × (適用見込者数)で算出している。

○平成27年度の適用見込額

(A) については、

(国内の対象設備の投資見込額) × (東京圏以外のデータセンター割合) / (国内データセンター事業者数)

=168,050 (百万円) × 45% / 432 = 175.1 (百万円) となる。

- ・ 『国内の対象設備の投資見込額』については、「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」によると、平成 27 年度の投資見込額は 168,050 (百万円) である。
- ・ 『東京圏以外のデータセンター割合』は平成27年度末には45%になると見込まれる。
- ・ 『国内データセンター事業者数』については、「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」に掲載されているデータセンター事業者数であり、432 者である。

したがって、平成 27 年度については、適用件数が 52 者であることから、適用見込額は 175.1 (百万円) \times 52 (者) = 9105.2 (百万円) となる。

○平成28年度の適用見込額

(A) については、

(国内の対象設備の投資見込額) × (東京圏以外のデータセンター割合) / (国内データセンター事業者数)

=169,450 (百万円) × 47% / 432 = 184.4 (百万円) となる。

- ・ 『国内の対象設備の投資見込額』については、「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」によると、平成 28 年度の投資見込額は 169,450 (百万円) である。『東京圏以外のデータセンター割合』は平成 28 年度末には 47%になると見込まれる。
- ・ 『国内データセンター事業者数』については、「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」に掲載されているデータセンター事業者数でそのまま推移すると考えられるため 432 者としている。

したがって、平成28年度については、適用件数が9者であることから、適用見込額は 184.4 (百万円) × 9 (者) = 1659.6 (百万円) となる。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

本税制においては、平成 27 年度及び 28 年度(税制延長期間まで)において、10764.8 (百万円)の投資促進効果が見込まれており、この地方への投資等により、国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバールーム床面積)が本税制特別措置の期間終了時までに 53%まで低下することが見込まれている。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

平成25年度及び26年度(8月末日現在)における、本税制の減収額は約66.8(百万円)であり、一方、測定指標である「東京圏のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)」は、平成24年度の63%から25年度の58%まで改善されているものの、本措置による効果は1%未満と考えられるため、十分な税収減を是認する効果が明らかではなかった。このため、来年度以降は本税制の適用要件の緩和を要望し、より効果を高めていくこととしている。

② 税収減是認の効果の将来見込み(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補 足説明)

本税制においては、平成27年度及び28年度(税制延長期間まで)の減収見込額は411.8 (百万円) (348.3+63.5) である。また、本税制により、国内データセンターのうち東京圏に立地する比率 (サーバールーム床面積)を53%まで押し下げる効果があるが、これにより、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧が速やかに行われることになる。情報通信基盤であるデータセンターのサービス停止はデータセンター利用企業を含め、多大な社会的・経済的損失となるため、税収減を是認する効果があると考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

		がはがは原本にはの数次のものに面目
- 1	政策評価の対象とした	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長
	租税特別措置等の名称	(国 22)(法人税:義)
		【新設·延長·拡充】
2	要望の内容	1. データセンター地域分散化促進税制について、以下の拡充を行う。
		・ 本税制の対象設備である電気通信設備(サーバー用の電子計算機等)
		については、東京圏以外のデータセンター内に設置され、専ら、東京圏 [※]
		のデータセンターのバックアップを行うものを適用対象としているが、この
		要件を一部緩和し、東京圏以外のデータセンター内に設置されるものを
		適用対象とする。
		※ 多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第22条第1項に定める東京圏
		をいう。
		東京圏と東京圏以外の双方にデータセンターを持つ事業者において、
		「対象設備の取得価額が5億円以上」及び「データセンター事業の用に供
		する減価償却資産の取得合計額に占める対象設備の取得合計額が 20%
		以上」の要件を撤廃する。
		2. 適用期限を、平成 28 年 5 月 31 日までの 1 年 2 筒月延長する。
3	担当部局	(主要望)総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
		(従要望)内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発·連携担当)付
		【提出】
4	評価実施時期	平成 26 年8月
F	 租税特別措置等の創設	平成 25 年度 データセンター地域分散化促進税制の創設(適用期間:2 年間)
	年度及び改正経緯	「
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで(延長期間:1 年 2 箇月間)
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	現在、東京圏にデータセンターが一極集中しており、首都直下地震等への
	根拠	耐災害性の観点から課題がある。
		具体的には、データセンターは、各種データの保管だけではなく、企業等の
		業務システムやインターネットサービスの基盤としても利用されているところで あるが、この点、首都直下地震等によりデータセンターが集中する東京圏が被
		災すると、直接的・間接的被害によりデータセンターサービスが提供困難とな
		り、データセンターの利用企業の業務システム等が停止する。これにより、企
		業等にとって、業務の再開が遅れ、ひいては、東京圏の災害からの復興が遅
		れるおそれがある。
		このような事態を最小限に抑えるため、データセンターの地域分散化(国内
		のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)を図り、デ
		ータセンターの同時停止を最小限の規模に押さえ、もって我が国における情報 通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするもの。
		週店埜強い町火吉性の独化を夫呪しよりC9 のもの。

			《政策目的の根拠》 ○ 世界最先端IT国家創造宣言(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保 (2) 大規模災害時におけるITの利活用の観点から、海底ケーブルなどのIT国際インフラの冗長化や東京圏に集中するデータセンターの地域分散・地域連携やIX(インターネットエクスチェンジ)の地域分散等、パックアップ体制の整備を推進し、強靱かつリダンダント(冗長的)なITインフラ環境を確保する。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	○平成 27 年度概算要求における政策評価体系図(総務省) V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の促進 4. 情報通信技術の利用環境の整備
		,	〇平成 26 年度内閣府本府政策評価実施計画(平成 26 年4月) 【政策】 11. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国内データセンターにおける東京圏のデータセンターの比率について、現在 (平成25年度末)の約58%から本措置の適用期間中に約53%にすることを目標とする。なお、IT国家創造宣言が目標とする平成32(2020)年までに同比率を 半分以下(約45%)まで下げることを目指す。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバールーム床面積)
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内データセンターのうち東京圏に立地するデータセンターの比率を低下させることは、東京一極集中しているデータセンターの立地を日本全国に分散させることとなり、首都直下地震等が発生した場合においてデータセンターが同時被災し、サービスが停止することを最小限の規模に抑えることとなる。これにより、全体として情報通信基盤の機能が損なわれる度合が最小限に抑えられ、政策目的である、我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化が実現するものである。
8	有効性 等	① 適用数等	本税制の適用を受けるために必要となる、電気通信基盤充実臨時措置法における実施計画の認定件数及び申請額(見込額)並びに測定指標への寄与。 平成 25 年度 1 件(申請額は 1,579.0(百万円)) 平成 26 年度 1 件(申請額は 8.5(百万円)。平成 26 年 8 月末日現在。) 平成 27 年度 52 件(見込額は 9,105.2(百万円)。件数及び見込額は推定数) 平成 28 年度 9 件(見込額は 1,659.6(百万円)。件数及び見込額は2 か月間の推定数) 測定指標への寄与は平成 25・26 年度において、共に 1%未満である。また、平成 27 年度及び平成 28 年度(税制対象期間の 2 ヶ月)においては、5.0%を見

込んでいる。

- ※ 平成 25 年度については所期(税制創設時)の目標件数を 52 件(約 18,000 百万円)としていたところであるが、前述のとおり現時点で2件にとどまっている。この点、問い合わせがあったが申請に至らなかった 30 者にその原因をヒアリングしたところ、本制度はバックアップサービスに専ら利用される電気通信設備のみ対象設備としているが、設備導入時にはサーバーがバックアップ用途であることを限定できないことが一般的であり、事業者にとって要件が厳しいと判明しており、このため適用件数が伸びていないと考えられ、この要件を緩和すれば一定数は申請段階に至ると思われる。また、東京圏及び東京圏以外のデータセンターをともに有する事業者には、中小規模の事業者が含まれているところ、取得価額の要件が厳しく、中小規模の事業者が行う大規模ではない増設等では適用条件を満たせず、実質的に大企業しか利用できない要件となっていることも適用件数が伸びていない要因と考えられる。
- ※ 平成27年度及び平成28年度の推計にあたっては、データセンター事業に関係する複数の事業者団体(ASP-SaaSクラウドコンソーシアム等)やデータセンター事業名(約80者)に対する地方への設備投資の需要等についてのヒアリング及び「データセンタービジネス市場調査総覧2014年度版」(富士キメラ総研)に掲載の各設備における投資長込額の合計に全国に対する地方の割合を乗じて、適用数を推定。さらに、具体的な本税制の適用手続きについて約30者から問い合わせもあったところ。

②減収額

平成 25 年度 66.4(百万円)(認定済みの実施計画から算出)

平成 26 年度 0.4(百万円)(認定済みの実施計画から算出)

平成 27 年度 348.3(百万円)(推定額)

平成 28 年度 63.5(百万円)(2 か月間の推定額)

※算出根拠

平成 25 年度·

[認定済みの実施計画の設備投資申請額1,579.0(百万円)] × [特別償却率15%] × [法人税率28.05%復興法人税率を含む)]

平成 26 年度:

[認定済みの実施計画の設備投資申請額 8.5(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)]

平成 27 年度:

[地方における対象設備の設備投資見込み額 9105.2(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 25.5%]

平成 28 年度:

[地方における対象設備の設備投資見込み額 1659.6(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 25.5%]

※ 平成 27 年度及び平成 28 年度の推計にあたっては、「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」(富士キメラ総研)に掲載の各設備における投資見込額の合計に全国に対する地方の割合を乗じて見込額を推定。

③ 効果・達成 目標の実 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度~平成28年度)

本措置は、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するために、東京圏以外でサービスを実施するための設備投資に対するインセンティブを付与することにより、東京圏以外のデータセンターの新設・拡充を図り、国内データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)を促進するもの。

平成 26 年 7 月までに、本措置の適用による東京圏以外の地域への設備投資は約 15.9 億円であり、東京圏のデータセンターの耐災害性が高まったとこ

今後、本措置の適用要件を緩和することで、東京圏以外の地域への設備投資をさらに加速させることにより、首都直下地震等が発生した状況下でも、データセンターの同時停止を小規模におさえ、もって、利用者のシステム等の停止の規模を最小限に抑えようとするものである。これによって、我が国における情報通信基盤の耐災害性が強化されることが期待される。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度~平成 28 年度)

所期(税制創設時)の目標は、東京圏のデータセンターに保存されるデータの地方でのバックアップ比率を平成26年度末に2.9%とすることであった。上記比率については、平成24年度末の2.0%から、平成25年度末には2.2%まで若干向上しているが、所期の目標は達成しておらず、政策目標が実現していない。なお、バックアップ比率の変動における本税制の直接的な効果は0.1%未満である。所期の目標が達成できていない原因としては、8①で前述のとおり、本税制の適用件数が伸びていないことが一因と考えられる。

今般、政策目標を十分達成するために、適用要件を変更(一部要件緩和)しようとしているところであるが、これはデータセンターの地域分散化において、データのバックアップ(複製を東京圏以外におくこと)だけではなく、システム等の基盤としての機能をデータセンターが担っている点を踏まえたものである。これに伴い、本税制の効果・達成目標についても、データのバックアップサービスのみを把握するものから、より適切に政策目標の実現状況を測定可能なものに変更した。

変更後の達成目標に係る測定指標である「東京圏のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)」においては、平成25年度末時点で約58%であり、平成24年度末時点の63%から改善しているが、本措置の直接的効果は1%未満である。本措置の効果のほか、平成24年度から平成25年度の社会情勢の変化により、不動産(建物)を含めてデータセンターの新設について、東京圏における電力需要や非常用発電機に用いられる燃料供給の不安感があったことから、東京圏でのデータセンターの新設が他の地域に比べて少なかったことが寄与しているものと考えられる。なお、その他の影響として、設備投資に対しては従来から地方公共団体による支援策が講じられているが、東京圏への集中度合を緩和するまでの効果は見られない。

なお、現在は電力需要の不安等はほぼ解消していることから、この測定指標は本税制措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。したがって、今後本措置がない場合は、東京圏のデータセンターの比率は大きく変動することはなく、本措置を継続することなく東京圏のデータセンターの比率を本措置の適用期間中に約53%とする目標を達成することは困難であると考えられる。したがって、本測定指標によって、本制度の直接的な効果を測ることが可能で

あり、平成27年度及び平成28年度(税制延長期間まで)において、10764.8 (百万円)(根拠は8①で前述のとおり)の投資促進効果により、今後東京圏以外の地域のデータセンター比率を押し上げることとなる。

一方、首都直下地震等を想定した、強靱なITインフラ環境を確保する必要性は7①のとおり政府の方針でも明記されており、政策目的を達成するためには、本措置(制度の拡充)によるデータセンター地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)の更なる促進が必要不可欠である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 25 年度~平成 28 年度)

東京圏のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)は、現状約58%となっており、今後もこの比率にとどまることが予想される。

こうした状況のまま、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、 東京圏のデータセンターのサービス提供が停止し、東京圏以外のデータセンターについて需要が供給を上回り、各種事業者のシステムが復旧に相応の時間 を要し、その結果、社会経済の中枢機能が中長期的に麻痺するおそれがある。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 25 年度~平成 28 年度)

本税制の適用件数が僅少であるが、本措置により東京圏のデータセンターのバックアップサービスのための東京圏以外のデータセンターにおける新設・拡充が行われたところ。この点、このサービスを受ける利用者の事業継続性が高まり、首都直下地震等の大災害が発生した場合の社会的・経済的損失を抑えることができる。

将来においては、データセンターが地域分散化(データセンターの東京ー極集中状態の緩和)し、首都直下地震等が発生した場合においても、多くのデータセンターが同時停止する可能性を低減し、もって、データセンターを利用する各企業等のシステムの同時停止を最小限の規模に抑えようとするもの。この点、本措置は情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするものであり、大規模災害が発生したときにはじめてその効果が発生するため、現段階において経済的な効果を予期することは困難である。

一部の事業者で、耐災害性の観点以外にも電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、国内にデータセンターを整備することによる経済効果も期待される。

9 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等

東京圏以外のデータセンターは、東京圏のデータセンターとの比較において、通信費用等の面で不利な状況にあることが、データセンターが東京圏に一極集中することの主要な要因の一つである。また、本税制の政策目的である情報通信基盤の耐災害性の強化にあたっては、東京圏以外の地域へのデータセンターの新設・増設による、地域データセンターの比率の向上が必要であり、税制措置による公平で幅広い効果を発揮させることが適当であると考える。

○ 補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由 東京圏のデータセンターは、それぞれ災害に対する備えに違いがあるも のの、首都直下地震等での被害、たとえばどの地域が電力供給停止になる のか等は予期することが難しく、どのデータセンターでも被害を受ける可能

	性がある。この点、広く、東京圏以外に立地するデータセンターの事業者全
	体の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが
	適当である。
	〇 規制の創設と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由
	法令に定め規制により地方立地の義務づけ等を行うことについては、デ
	ータセンター事業者(提供側)または利用する個人・企業等(利用側)に東京
	圏以外のデータセンターを利用することを求めることとなる。この点、前者に
	ついては、東京圏においてのみ事業を行う事業者にとって経営や営業の自
	由を過度に制限することとなり、実現困難である。また、後者では、災害へ
	の対応の在り方が業種や事業形態、規模等で異なり、実効性のある規制を
	創設することは実質的に困難である。さらに、新規の規制の創設が可能で
	あっても、一般的に義務づけ等を行う際には経過措置の期間が設定され、
	結果、相応の期間がかかるため、税制措置による支援は適切であると考え
	る 。
② 他の支援	他の支援措置や義務付け等は無い。
措置や義	
務付け等	
との役割	
分担	
③ 地方公共	_
団体が協	
力する相	
当性	
10 有識者の見解	_
11 前回の事前評価又は事	前回の事前評価:平成 24 年9月
後評価の実施時期	

点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充 府省名 内閣府			内閣府	
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	■拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況			
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標の達成状 況	□達成されていない □達成されている	■説明なし	*	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	0	
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	*	
⑤ 僅少・偏りの状況	□説明あり	■説明なし	*	
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	*	
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし	*	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし)	□予測なし	*	
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし	*	
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり	■予測なし	0	
① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり	■説明なし	*	
¹² 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり	□説明なし	*	
租税特別措置等の相当性				
③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし		
(4) 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説明あり	□説明なし		

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数)は、補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2)以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことが説明されているが、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことについても説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて、過去の実績と所期の想定を比較せず、制度が説明されているにとどまるため、適切に説明する必要がある。
- (3)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

- ① 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検 項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適 切に説明する必要がある。
 - ③ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸(平成23年度)から約4.1万戸(28年度)まで減少することを目標としている。平成25年度の実績として約5.0万戸まで減少しており、目標の達成に向けて着実に成果が出ている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

「将来の見込み〕

- ② 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検 項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適 切に説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「本件税制により雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度を向上させるものである」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1	補助金等他の政策手段と比した	「相当性」	については、	分析•	説明に不十分な点は認
X	られない。				

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分 析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況 (評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

本税制により雨水貯留利用施設の整備促進が図られることに伴い、流域からの雨水流出量の緩和・削減が期待できる。過去10年間に浸水被害を受け、いまだ浸水のおそれのある地域の治水安全度を向上させるものとして、「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸(平成23年度)から約4.1万戸(28年度)まで減少することを目標としている。平成26年度末の4.9万戸に対して25年度の実績として約5.0万戸まで減少しており、所期の目標を達成する見込みである。

しかし、近年いわゆるゲリラ豪雨が多発し、特に土地利用が高度化し、人口や財産が集中している都市部においては浸水リスクがこれまでになく高まってきている。

このため、今回、対象区域及び特例割合を見直し、雨水貯留利用施設の設置をより促進することで、公共の対策のみでは不十分な地区について本税制によるインセンティブが付与され、近年のゲリラ豪雨に対応した浸水対策を実現することが可能となる。

④ 適用数等の実績把握 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

平成10年度から25年度までの実績は、以下の例に示すとおり算定している。

· 平成 10 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 82, 254 件×税制適用対象建築物件数(アンケート)26 件÷建築物件数 1,972 件×黒字法人率 32.7%×税制の制度利用率 7.1%=26 件

·11 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 80,534 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 26 件: 建築物件数 1,971 件×黒字法人率 30.1%×税制の制度利用率 7.1%=24 件

·12 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 86,707 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 26 件: 建築物件数 1,969 件×黒字法人率 31.6%×税制の制度利用率 7.1%=26 件

13 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 80,066 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 26 件: 建築物件数 1,973 件×黒字法人率 31.7%×税制の制度利用率 7.1%=25 件

【内閣12】

· 14 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 76,342 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 26 件÷建築物件数 1,972 件×黒字法人率 31,1%×税制の制度利用率 7,1%=24 件

· 15 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 126,948 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 31 件÷建築物件数 2,040 件×黒字法人率 31.9%×税制の制度利用率 7,1%=43 件

· 16 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 53,163 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 25 件:建築物件数 2,241 件×黒字法人率 33.0%×税制の制度利用率 7.1%=15 件

·17 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 70,903 件×税制適用対象建築物件数(アンケート)27 件÷建築物件数 2,227 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%=20 件

(浸透施設)

(合計)

全国の建築物件数 70,903 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 2 件÷建築物件数 2,227 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%=2件

20 件+ 2 件=22 件

· 18 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 56, 481 件×税制適用対象建築物件数(アンケート)16 件÷建築物件数 1,700 件×黒字法人率 33.5%×税制の制度利用率 7.1%=15 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 56, 481 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 3 件・建築物件数 1, 700 件×黒字法人率 33.5%×税制の制度利用率 7.1% = 3 件 (合計)

15 件+ 3 件=18 件

·19 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 49,951 件×税制適用対象建築物件数(アンケート)25 件÷建築物件数 1,648 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%=20 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 49,951 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 4 件÷建築物件数 1,648 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%=3 件

(合計)

20 件+ 3 件=23 件

•20 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 67,522 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 43 件: 建築物件数 3,783 件×黒字法人率 28.5%×税制の制度利用率 7.1%=14 件

(浸透施設)

全国の建築物件数67,522件×税制適用対象建築物件数(アンケート)3件÷建築物件数3,783件×黒字法人率28.5%×税制の制度利用率7.1%=1件

(合計)

14 件+ 1 件=15 件

·21 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 51,348 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 48 件÷建築物件数 2,698 件× 黒字法人率 27.2%×税制の制度利用率 7.1%=15 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 51,348 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 7 件÷建築物件数 2,698 件×黒字法人率 27.2%×税制の制度利用率 7.1%=2件

(合計)

15 件+2件=17件

· 22 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 57,229 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 28 件・建築物件数 2,022 件×黒字法人率 27.2%×税制の制度利用率 7.1%=17 件

(浸诱施設)

全国の建築物件数 57, 229 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 2 件÷建築物件数 2, 022 件×黒字法人率 27. 2%×税制の制度利用率 7. 1%= 2 件

(合計)

17 件+ 2 件=19 件

•23 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 60,462 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 29 件÷建築物件数 2,108 件×黒字法人率 27.7%×税制の制度利用率 7.1%=16 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 60,462 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 5 件÷建築物件数 2,108 件×黒字法人率 27.7%×税制の制度利用率 7.1% = 3 件

(合計)

16 件+3 件=19 件

•24 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 64,556 件×税制適用対象建築物件数(アンケート)41 件÷建築物件数 4,304 件×黒字法人率 29.7%×税制の制度利用率 7.1%=14 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 64,556 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 3 件: 建築物件数 4,304件×黒字法人率 29.7%×税制の制度利用率 7.1%=1件

(合計)

14 件+1 件=15 件

• 25 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 65,847 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 63 件÷建築物件数 4,571 件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 7.1%=18 件

(浸诱施設)

全国の建築物件数 65,847 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 0 件÷建築物件数 4,571 件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 7.1%= 0 件

(合計)

18件+0件=18件

- (注) 上記の各年度における計算式は簡易的に示したものであり、建築物の区分ごとに同計算式でそれぞれ算出したものを合計しているため、端数処理等の関係により合計値と一致しない場合がある。
- ⑤ 僅少・偏りの状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

本税制は、民間事業者(個人事業者を含む。)が宅地開発又は市街地再開発する際に、任意に設置する一定規模以上の雨水貯留浸透利用施設を広く対象とするものであることから、適用対象者が特定の者に偏るものではない。なお、昨年度及び本年度のアンケートにより、対象事業者は、集合住宅事業、オフィスビル事業、製造業(工場)、物流センター事業、ショッピングセンター事業、鉄道事業、宅地造成事業などを営む者であり、幅広い業種の事業者が対象となっていることを確認している。

⑥ 適用数等の将来予測(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 平成26年度の適用数の推計は以下のとおり。 (貯留施設)

全国の建築物件数 59,905 件×税制適用対象建築物件数(アンケート)40 件÷建築物件数 3,141 件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 14.2%=31 件

(浸透施設)

(合計)

全国の建築物件数 59,905 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 4 件÷建築物件数 3,141 件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 14.2%= 4 件

31 件+ 4 件=35 件

また、平成27年度及び28年度は、別紙「雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の適用件数・減収額の推計」2.制度を見直した場合の適用件数・減収額の推計(1)適用件数・減収額の推計(1)適用件数の推計を参照。

⑦ 減収額の実績把握(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

平成10年度から25年度までの実績は、以下の例に示すとおり算定している。

· 平成 10 年度実績

(貯留施設)

適用件数 26 件×設置費用 17.2 百万円×割増償却率 0.00966×法人税率 34.5%=1.5 百万円

·11 年度実績

(貯留施設)

適用件数 24 件×設置費用 17.2 百万円×割増償却率 0.00966×法人税率 30%=1.2 百万円

· 12 年度実績

(貯留施設)

適用件数 26 件×設置費用 17.2 百万円×割増償却率 0,00966×法人税率 30%=1.3 百万円

·13 年度実績

(貯留施設)

適用件数 25 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.00966×法人税率 30%=1.6 百万円

· 14 年度実績

(貯留施設)

適用件数 24 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.3 百万円

15 年度実績

(貯留施設)

適用件数 43 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=2.3 百万円

· 16 年度実績

(貯留施設)

適用件数 15 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.8 百万円

·17 年度実績

(貯留施設)

適用件数 20 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.2 百万円 (浸诱施設)

適用件数 2 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円 (合計)

1.2 百万円+0.1 百万円=1.3 百万円

· 18 年度実績

(貯留施設)

適用件数 15 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.9 百万円 (浸透施設)

適用件数 3 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.2 百万円 (合計)

0.9 百万円+0.2 百万円=1.1 百万円

· 19 年度実績

(貯留施設)

適用件数 20 件 \times 設置費用 24.1 百万円 \times 割増償却率 $0.0083 \times$ 法人税率 30%=1.2 百万円 (浸透施設)

適用件数 3 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.2 百万円 (合計)

1.2 百万円+0.2 百万円=1.4 百万円

· 20 年度実績

(貯留施設)

適用件数 14 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.8 百万円 (浸透施設)

適用件数 1 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円 (合計)

0.8 百万円+0.1 百万円=0.9 百万円

21 年度実績

(貯留施設)

適用件数 15 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.9 百万円 (浸添施設)

適用件数 2 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円 (合計)

0.9 百万円+0.1 百万円=1.0 百万円

· 22 年度実績

(貯留施設)

適用件数 17 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.1 百万円 (浸透施設)

適用件数 2 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円 (合計)

1.1 百万円+0.1 百万円=1.2 百万円

· 23 年度実績

(貯留施設)

適用件数 16 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.0 百万円 (浸透施設)

適用件数 3 件×設置費用 15.1 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.3 百万円 (合計)

1.0 百万円+0.3 百万円=1.3 百万円

24 年度実績

(貯留施設)

適用件数 14 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 25.5%=0.7 百万円 (浸透施設)

適用件数 1 件×設置費用 15. 1 百万円×割増償却率 0. 025×法人税率 25. 5%=0. 1 百万円 (合計)

0.7 百万円+0.1 百万円=0.8 百万円

25 年度実績

(貯留施設)

適用件数 18 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 25.5%=0.9 百万円 (浸透施設)

適用件数 0 件×設置費用 15.1 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 25.5% = 0 円 (合計)

0.9 百万円+0円=0.9 百万円

⑧ 減収額の将来予測(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

平成26年度の減収額の推計は以下のとおり。

(貯留施設)

適用件数 31 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 25.5%=1.6 百万円 (浸透施設)

適用件数 4 件×設置費用 15.1 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 25.5%=0.4 百万円 (合計)

1.6 百万円+0.4 百万円=2.0 百万円

また、平成 27 年度及び 28 年度は、別紙「雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の適用件数・減収額の推計」 2. 制度を見直した場合の適用件数・減収額の推計 (1) 適用件数・減収額の推計 (2)減収見込額の推計を参照。

① 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

「過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸(平成23年度)から約4.1万戸(平成28年度)まで減少することを目標としている。平成25年度の実績として約5.0万戸まで減少しており、目標の達成に向けて着実に成果が出ている。

① 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

本税制は制度創設以降、平成25年度までに減収額として19.9百万円の実績があり、26年度以降も更なる減収が見込まれる。

「過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1 万戸(平成 23 年度)から約4.1 万戸(28 年度)まで減少すること目標としている。平成25 年度の実績は約5.0 万戸であり、目標の達成に向けて着実に減少していることから、税収減を是認するような効果が確認されていると考える。

② 税収減是認の効果の将来見込み(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補 足説明)

本税制は制度創設以降、平成25年度までに減収額として19.9百万円の実績があり、26年度以降も更なる減収が見込まれる。

「過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸(平成23年度)から約4.1万戸(28年度)まで減少すること目標としており、25年度の実績は約5.0万戸であり、目標の達成に向けて着実に減少している。

しかし、近年いわゆるゲリラ豪雨が多発し、特に土地利用が高度化し、人口や財産が集中している都市部においては浸水リスクがこれまでになく高まってきている。

このため、今回、対象区域及び特例割合を見直し、雨水貯留利用施設の設置をより促進することで、近年のゲリラ豪雨対策に対応した浸水対策が実現されることとなるため、税収減は是認されると考える。

別紙

雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の適用件数・減収額の推計

- 1. 単純延長の場合の適用件数・減収額の推計
- (1) 適用件数の推計方法
- ①民間企業が設置した雨水貯留浸透利用施設の数を推計するために、任意のアンケート調査(以下「アンケート」という。)を実施した。
- ②アンケート回答社が完工した建築物件数に対する税制適用対象建築物件数から、全国の制度適用件数を推計。

「制度適用件数」=「建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数 (注1) (ただし、建築主が会社等である鉄筋系建築物のみ) ×アンケートでの税制適用対象建築物件数 (注2) ÷アンケートでの建築物件数×黒字法人率 (注3) ×税制の制度利用率 (注4) |

(注) 1 建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数:

「建築着工統計調査」(国土交通省総合政策局情報政策本部建設経済統計調査室作成)による。 なお、税制の適用が見込まれる建築物は、事実上鉄筋系(鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンク リート造及び鉄骨造)に限られ、また、建築主が会社等の建築物に制度の利用が見込まれるとい う前提を置いている。

- 2 アンケートでの税制適用対象建築物件数: アンケート回答において、税制の適用対象施設を設置していた建築物の件数である。
- 3 黒字法人率:

国税庁公表「会社標本調査」の「法人企業の状況」に記載されている「欠損法人の割合」を逆の意味に解したもの。平成25年度以降については、まだ数字が公表されていないため、平成20~24年度の黒字法人率の平均値(28.1%)を用いた。

4 税制の制度利用率:

「民間事業者に対する雨水貯留浸透利用施設に関するアンケート調査(平成25年5月実施)」に おいて、本件税制について「内容を含めて知っている」と回答した者の割合である7.1%を用いた。

- (2) 平成27年度及び28年度の制度適用件数と減収見込額の推計(貯留施設)
- ①制度適用件数の推計

直近5年間(平成21~25年)のアンケート結果に、今後の制度PR効果と「雨水の利用の推進に関する法律(平成26年法律第17号)」の成立の背景となった雨水利用の気運の向上による制度利用率の増加を見込み、平成27年度及び28年度の貯留利用施設の適用件数を推計。

平成27年度:61件(制度利用率28.4%) 平成28年度:121件(制度利用率56.8%)

②減収見込額の推計

「減収見込額」=「制度適用件数×1件当たり設置費用(注1)×割増償却率(注2)×法人税率(注3)|

平成27年度の減収見込額= 61件×2, 414万円×0. 0083×0. 255=約311万円平成28年度の減収見込額=121件×2, 414万円×0. 0083×0. 255=約618万円

- (注) 1 1件当たり設置費用:アンケートの結果から算出。
 - 2 割増償却率: 0.083×10%=0.0083 (耐用年数30年、定率法)

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)

別表第1「構築物 コンクリート造又はコンクリートプロック造のもの(前掲のものを除く。) 岸壁、桟橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう」 に該当

別表第8「定率法の償却率 耐用年数(年)30年」に該当。

- 3 法人税率: 25.5%
- (3) 平成27年度及び28年度の制度適用件数と減収見込額の推計(浸透施設)
- ①制度適用件数の推計

直近5年間(平成21~25年)のアンケート結果に、今後の制度PR効果による制度利用率の増加を見込み、平成27年度及び28年度の浸透施設の適用件数を推計。 平成27年度:8件(制度利用率28.4%) 平成28年度:12件(制度利用率56.8%)

②減収見込額の推計

「減収見込額」=「制度適用件数×1件当たり設置費用(注1)×割増償却率(注2)×法人税率(注3)」

平成27年度の減収見込額=8件×1,506万円×0.025×0.255=約77万円 平成28年度の減収見込額=12件×1,506万円×0.025×0.255=約115万円

- (注) 1 1件当たり設置費用:アンケートの結果から算出。
 - 2 割増償却率: 0.250×10%=0.0250 (耐用年数10年、定率法)

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第 1 「構築物 舗装道路及び舗装路面 $\underline{\mathit{TXJr}}$ $\underline{\mathit{NTR}}$ $\underline{\mathit{TXJr}}$ $\underline{\mathit{NTR}}$ $\underline{\mathit{TXJr}}$ $\underline{\mathit{NTR}}$ $\underline{\mathit{TXJr}}$ $\underline{\mathit{NTR}}$ $\underline{\mathit{TXJr}}$ $\underline{\mathit{NTR}}$ $\underline{\mathit{NTR}}$ $\underline{\mathit{TXJr}}$ $\underline{\mathit{NTR}}$ $\underline{\mathit{NTR}}$

別表第8「定率法の償却率 耐用年数(年)10年」に該当。

3 法人税率:25.5%

(4) 適用件数及び減収見込額の推計結果

平成27年度 適用件数 69件 減収見込額 約388万円 平成28年度 適用件数 133件 減収見込額 約733万円

(5) 平年度の減収見込額の推計結果

平成27年度及び28年度の2年間における減収見込額の平均値として算出 (388万円「平成27年度]+733万円「平成28年度]) ÷ 2=561万円

- 2. 制度を見直した場合の適用件数・減収額の推計
- (1) 適用件数・減収額の推計
- ①適用件数の推計

下水道法の改正により創設される予定の特定地域都市浸水被害対策計画の対象地域は、ゲリラ豪雨に対し、民間の協力を得ながら必要な対策を行うことが合理的である区域、具体的にはターミナル駅周辺地区等を想定して検討しているところであり、当該区域には、予算制度として現在実施している下水道浸水被害軽減総合事業の対象地域(全国69市区)が該当することとなることを想定している。

このうち、平成27年度には、官民が連携した浸水対策のニーズがある5市区の民間建築物の貯留施設の設置状況及び見通し等を踏まえ、各市区6件程度(うち、個別ビル等の貯留施設(貯留能力300㎡規模)が施設全体の約8割、再開発ビル等の大規模貯留施設(貯留能力3,000㎡規模)が施設全体の約2割)が特定地域都市浸水被害対策計画の対象に位置付けられ、税制優遇の適用対象となると想定した。

また、平成28年度には制度周知の向上等により、10市区での策定がなされると 想定した。

②減収見込額の推計

=税制適用件数×1件当たり貯留施設整備費用×割増償却率×法人税率

平成27年度= (24件×1,000万円 [300㎡] +6件×10,000万円 [3,000㎡]) ×0.0166×0.255=約356万円

平成28年度= (48件×1,000万円 [300㎡] +12件×10,000万円 [3,000㎡]) ×0.0166×0.255=約711万円

(注) 1 税制適用件数(上記1.①参照)

1市区当たり6件と推計(建築物の着工実績データを基に、対象地区での建築数を推計)。 5市区×6件=30件と推計。

このうち、約2/3の24件が300m3、約1/3の6件が3,000m3と推計。

2 貯留施設の1件当たり整備費用

過去のアンケート結果を基に、300㎡:1,000万円、3,000㎡:10,000万円と算出。

- 3 割増償却率 0.083×20%=0.0166 (耐用年数30年、定率法)
- 4 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)

別表第1「構築物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。) 岸壁、桟橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう」 に該当。

別表第8「定率法の償却率 耐用年数(年)30年」に該当。

5 法人税率 25.5%

(2) 適用件数及び減収見込額 まとめ

平成27年度 適用件数30件 減収額356万円 平成28年度 適用件数60件 減収額711万円

(3) 平年度の減収見込額の推計結果

平成27年度及び28年度の2年間における減収見込額の平均値として算出 (356万円[平成27年度] +711万円[平成28年度]) ÷ 2 = 534万円

3. 平年度の増収見込額

▲534万円[制度改正後]-▲561万円[制度改正前]=+27万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	まかきまするものしょ			
'	政策評価の対象とした	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充		
	租税特別措置等の名称	(国 23)(法人税:義)(所得税:外)		
		【新設·延長·拡充】		
2	要望の内容	民間事業者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割		
		増償却制度(5年間1割増償却)について、対象区域を特定地域都市浸水被		
		害対策計画(仮称)に定める区域に、対象施設を雨水貯留利用施設に見直		
		し、割増償却率を2割に拡充した上で、適用期限(平成27年3月31日)を2年		
		間延長する。		
3	担当部局	(主要望)国土交通省水管理·国土保全局下水道部、治水課、水資源部水資		
		源政策課、住宅局建築指導課		
		(従要望)内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査·企画担当)付【提		
		出]		
4	評価実施時期	平成 26 年8月		
4	計画天心时物	平成 20 年8月		
5	租税特別措置等の創設	平成 10 年度 税制創設		
	年度及び改正経緯	貯留施設 規模要件 貯水容量 100m³以上		
		平成 11 年度 2 年延長		
		平成 13 年度 2 年延長、		
		規模要件 貯水容量 100m³以上→200m³以上		
		平成 14 年度		
		平成 15 年度 2 年延長		
		平成 16 年度 特定都市河川流域における貯留施設について、		
		規模要件 貯水容量 200m³以上→100m³以上 平成 17 年度 2 年延長		
		平成 17 年度		
		所面施設 焼候安件 所水谷量 200m の300m 以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000m ² 以上を追加		
		ア成 19 年度 2 年延長		
		平成 21 年度 2 年延長		
		平成 23 年度 2 年延長		
		浸透性舗装規模要件 3,000m²以上→5,000m²以上		
		平成 25 年度 2 年延長		
6 適用又は延長期間 平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間		平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間		
7	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》		
	等 及びその	本制度の政策目的は雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽		
	根拠	減である。		
		近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ		
		豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地		
		的・短時間・高強度(降雨強度 100mm/h 以上も多い)に雨が降ることが特徴		
		で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難		
		で被害軽減のための事前の対応が取りにくいため、これまでも地下空間の利用をおけばているところである。		
		用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。		

一方、下水道は、概ね時間雨量 50mmを整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたびゲリラ豪雨(例えば、時間雨量 100 mm)が降れば、下水道へ排水能力を超える雨水が流出し、浸水被害が発生する可能性が高く、追加的な下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。

このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域について、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。

地方公共団体では、下水道の整備とあわせて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が必要不可欠である。

公共による下水道の整備とあわせて、民間が設置する雨水貯留利用施設 の設置を進めることで、どこで発生するか予測しにくいゲリラ豪雨による浸水被 害の解消という政策目標の早期達成に寄与することができるものである。

また、雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。(本年4月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」が成立し、5月1日に施行された。)

本制度は、雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、浸水被害防止の一層の促進を図るものである。

《政策目的の根拠》

社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2.各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

〇 実施すべき事業・施策

[水害](流域の特性等を踏まえた様々な水害対策)

「近年の都市部及び都市周辺地域の開発の進行に伴う河川への流出量の 増大等に対してピーク流量を減少させるため、流域貯留施設、浸透ます、透水 性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備を推進する。」

[温暖化への適応](温暖化により激甚化するゲリラ豪雨等の豪雨災害への対応)

「河川の流下能力や下水道による雨水排除能力等を着実に向上させていくとともに、道路・公園等の公共施設や市役所・学校・公営住宅等の公的施設、民間施設等での雨水貯留浸透施設の整備の促進、地表面の緑化等による被覆面の改善などの取組により、保水・遊水機能を向上させ、市街地から河川や下水道への雨水の流出量の抑制を図る。」

		(2) 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	国土交通省政策評価基本計画(平成 26 年 3 月) 〇安全 政策目標IV 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する 平成 26 年度内閣府本府政策評価実施計画(平成 26 年 4 月) 【政策】 11. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全 度の向上を図ることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある 家屋数 約6.1万戸(H23年度)→約4.1万戸(H28年度)
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制がインセンティブとなり雨水貯留利用施設の設置が促進されること で、雨水の流出を緩和・削減し、治水安全度の向上に寄与している。
8	有効性 等	① 適用数等	H10 年度: 26 件 1.5 百万円、H11 年度: 24 件 1.2 百万円、H12 年度: 26 件 1.3 百万円、H13 年度: 25 件 1.6 百万円、H14 年度: 24 件 1.3 百万円、H15 年度: 43 件 2.3 百万円、H16 年度: 15 件 0.8 百万円、H17 年度: 22 件 1.3 百万円、H18 年度: 18 件 1.1 百万円、H19 年度: 23 件 1.4 百万円、H20 年度: 15 件 0.9 百万円、H21 年度: 17 件 1.0 百万円、H22 年度: 19 件 1.2 百万円、H23 年度: 19 件 1.3 百万円、H24 年度: 15 件 0.8 百万円、H25 年度: 18 件 0.9 百万円、H26 年度: 35 件 2.0 百万円(見込み)、H27 年度: 30 件 3.6 百万円(見込み)、H28 年度: 60 件 7.1 百万円(見込み)
			本件税制は事業者等が設置する一定規模以上の雨水貯留利用施設を広く対象としているものであり、適用が特定の者に偏るものではない。 【積算根拠】 国土交通省水管理・国土保全局が民間企業に対して行った雨水貯留利用施設に関するアンケート調査結果を元に推計。平成27年度、平成28年度については下水道浸水被害軽減総合事業の実績を元に推計。
			※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、本税制は「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、アンケート調査を行った。 ※H10~H26の適用数等について、アンケート調査では本税制の対象地域となる3大都市圏、人口30万人以上の地域の全てを網羅していないため、推計値として算出
		② 減収額	H10 年度: 1.5 百万円、H11 年度: 1.2 百万円、H12 年度: 1.3 百万円、H13 年度: 1.6 百万円、H14 年度: 1.3 百万円、H15 年度: 2.3 百万円、H16 年度: 0.8 百万円、H17 年度: 1.3 百万円、H18 年度: 1.1 百万円、H19 年度: 1.4 百万円、H20

② 政策体系 国土交通省政策評価其末計画(平成 26 年 3 日)

年度: 0.9 百万円、H21 年度: 1.0 百万円、H22 年度: 1.2 百万円、H23 年度: 1.3 百万円、H24年度:0.8百万円、H25年度:0.9百万円、H26年度:2.0百万円(見 込み)、H27 年度:3.6 百万円(見込み)、H28 年度:7.1 百万円(見込み) 【精算根拠】

計算式:適用件数×1件当たり設置費用×割増償却率×法人税率

- ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、本税制 は「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、ア ンケート調査を行った。
- ※H10~H26の減収額について、アンケート調査では本税制の対象地域となる 3 大都市圏、人口 30 万人以上の地域の全てを網羅していないため、推計値 として算出

目標の実 現状況

③ 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成28年度)

過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある

平成23年度 約6.1万戸 → 平成24年度 5.6万戸

本税制により、民間による雨水貯留利用施設は着実に設置されるなど、政 策目標「水害等災害による被害の軽減」等の達成に向けて、過去10年間に浸 水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度の向上を図るべく 取り組みが進められており、また業績指標の実績からも着実に整備が進んで いるところである。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23 年度~平成28年度)

上記政策目標の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対 策により達成されているものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一 部に包含されて発現している。

本件税制により雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流 域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去10年間に浸水被害を受け、未 だ浸水のおそれのある地域の治水安全度を向上させるものである。

社会資本整備重点計画において、過去10年間に床上浸水被害を受けた家 屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数について、平成28年度までに約4. 1万戸にする目標を掲げているところ、平成24年度時点の実績は約5.6万戸 であり、政策目標の達成に向けて着実に減少している。

また、昨今のゲリラ豪雨等を踏まえて、公共の対策のみでは不十分な地区 について税によるインセンティブを増やすことにより、浸水対策をより効果的に 推進することが可能である。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間:平成27年度~平成28年度)

本件税制が延長されなかった場合、税制による促進効果がなくなることで対 策効果が失われ、その結果、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少す ることになる。本政策目的は河川整備・下水道整備等の施策と相まって効果を 発現するものである。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度~平成 28 年度)

本税制を措置することにより、下水道法の特定地域都市浸水被害対策計画 (仮称)に定める区域内の雨水貯留利用施設の設置について整備促進を図る

		ことができる。これにより近年の気候変動等によるゲリラ豪雨等のリスクに対応する雨水の集中的な流出の抑制に寄与することが期待される。
9	相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	するものであり、支援措置が必要である。仮に公共が雨水貯留利用施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に雨水貯留利用施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。本件は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。
	② 他の支持	等による従来型のハード整備を行うことが困難な都市部においては、特に雨水貯留利用施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。 〇本件税制は、民間事業者等の雨水貯留利用施設の設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。 〇予算補助については、社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金により、地方公共団体が整備する雨水貯留利用施設及び下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。 〇また、下水道法の特定地域都市浸水被害対策計画(仮称)に定める区域内で、民間事業者が建築物で貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う予定であるが、これは数少ない大規模な施設に限定することを予定しており、一定規模以下の施設については、本件税制により裾野の広い設置の推進を図ることで、地区内の浸水対策の効果を発現する必要がある。
	図 地方公子 団体が協 力する相 当性	
10 有識者の見解		○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成 21 年度に下記の政策レビュー(総合評価方式)を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。 (1)政策レビュー結果(評価書)名 「総合的な水害対策ー特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証ー」(平成 22 年 3 月国土交通省) (2)政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者・小幡 純子 (上智大学法科大学院院長)・城戸 由能 (京都大学防災研究所准教授)・小池 俊雄 (東京大学大学院工学系研究科教授)・重川 希志依 (富士常葉大学大学院環境防災研究科教授)・重川 希志依 (富士常葉大学大学院工学研究科教授) (3)具体的提言等 評価書 31 頁 11~14 行目 局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを組み合一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合

ことができる。これにより近年の気候変動等によるゲリラ豪雨等のリスクに対

		わせていく必要がある。
		同·31 頁 32~36 行目
		今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図
		りながら、ハード対策、法規制に自助、共助の取り組み等を加えたソフト対策
		及び既成市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な
		水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していく
		べきである。
11	前回の事前評価又は事	平成 24 年9月(平成 25 年度税制改正要望時)
	後評価の実施時期	

点検結果表 (租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制 優遇措置の延長及び拡充 内閣府				内閣府
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	■拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況			
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか		□明らかでない	
② 所期の目標の達成状 況	□達成されていない □達	成されている	■説明なし	*
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定	性的記述	□説明なし	⊗
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠な	」) □定性的記述	□把握なし	*
⑤ 僅少・偏りの状況	□説明あり		■説明なし	0
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化 □定量化(根拠な	」) □定性的記述	■予測なし	⊗
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定	量化(根拠なし)	□把握なし	*
⑧ 減収額の将来予測	□定量化 □定	量化(根拠なし)	■予測なし	0
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり		□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり		■予測なし	*
① 税収減是認の効果の 実績確認	□説明あり		■説明なし	⊗
⑩ 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり		□説明なし	0
租税特別措置等の相当性	租税特別措置等の相当性			_
⁽³⁾ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり		□説明なし	
④ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない ■説	明あり	□説明なし	*

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「@」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(男性の育児休業取得率)は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2)以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される認定企業数の所期の想定と比較して説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用数等について租特透明化法等に基づき把握される情報を用いている場合、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて同情報(上位10社の適用額合計の割合等)を用いて説明する必要がある。
- (3)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

① 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「・・・現状においては、くるみん認定企業数は順調に増加し、くるみん税制による効果が得られていることがうかがわれるものの、男性の育児休業取得率はいまだ低水準であること、所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上があまり進んでいないこと、出産を機に離職する女性が依然として多いことといった課題が指摘されていることから、本税制の延長・拡充を図ることが必要である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目に ついても説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「・・・平成23年度の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置(以下「くるみん税制」という。)創設以降、男性の育児休業取得率は上昇し、平成24年度に落ち込んだものの、平成25年度には、再び上昇している。一方で、くるみん認定企業数は、順調に増加している。このことから、くるみん税制による効果が得られていることがうかがわれる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

「将来の見込み】

② 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現 状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「女性の活躍が推進されることは、 「「日本再興戦略」改訂 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)で「とりわけ我が国最 大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保に とどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、 家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものであ る」等と提言されているとおり、日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経 済効果につながるものである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況 を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間 における適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計 (平成 27 年度から 29 年度まで) についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「・・・くる みん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得する経済的なインセンティブ としてくるみん税制は有効であり、これを拡充・延長することで、積極的に取り 組む企業が増え、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に 向けた機運が醸成され、他の両立支援策とあいまって、社会全体として企業における取組が進展することで、政策目標が達成されることが期待されるものである」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況 (評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

平成25年に実施した本措置に係る政策評価において、26年度までに「くるみん」取得企業数を2,000社とするとしている。同数値は、平成26年7月末時点で1,932社となっており、「くるみん」取得企業数は、順調に増加していることから、今年度中には目標を達成する見込みである。

しかし、依然として、①男性の育児の育児休業取得率はいまだ低水準であること、②所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上が余り進んでいないこと、③出産を機に離職する女性が多いことから、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境整備など、事業主の自立的な取組を一層推進するため、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得する経済的なインセンティブとなるくるみん税制を拡充・延長し、引き続き「くるみん」取得企業数を拡大する必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定 (評価書中 7 ③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明)

「「日本再興戦略」改訂 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) において、2020 年までの数値目標として「第 1 子出産前後の女性の継続就業率 55%、男性の育児休業取得率 13%」が定められていること、本租税特別措置は、当該数値目標を実現するための重要な手段であることから、当該数値目標を、達成目標として設定したところである。

④ 適用数等の実績把握(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

≪平成25年度の適用件数(推計)≫

平成 25 年度適用数 (推計): 43 件

次世代法認定企業数の増加率の平均:123%

545 (平成 25 年度実績) ÷447 (平成 24 年度実績) ×100 = 121.92 \rightleftharpoons 122% 447 (平成 24 年度実績) ÷363 (平成 23 年度実績) ×100 = 123.14 \rightleftharpoons 123% (122+123) ÷ 2 =122.5 \rightleftharpoons 123%

35 (平成 24 年度実績) ×123% = 43.05 ≒ 43

≪平成25年度の適用額(推計)≫

平成 25 年度割増償却の適用額(推計): 9,073,086 (千円)

平成25年度適用数(推計):43件

43×211,002 (千円) ※ = 9,073,086 (千円)

- (注) 平成24年度の適用額(総額)を適用件数で割り戻して算出
- ⑥ 適用数等の将来予測(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

≪適用件数の将来推計≫

○くるみん

平成 27 年度 適用見込み件数: 178 件 平成 28 年度 適用見込み件数: 267 件 平成29年度 適用見込み件数:400件

平成 27~29 年度の適用見込み件数:178+267+400 = 845 ≒ 850 件

(注) くるみん税制の周知強化により認定企業数の前年度比が上昇(150%(※平成25年度は前年度比123%増))し、利用率も上昇する(10.0%(※平成24年度実績7.83%))と仮定し、また対象資産の拡大による適用数の増加も考慮し、推計。

○プラチナくるみん(仮称)

平成 27 年度 適用見込み件数: 7 件 平成 28 年度 適用見込み件数: 9 件 平成 29 年度 適用見込み件数: 11 件

平成 $27\sim29$ 年度の適用見込み件数 : 7+9+11=27 = 30件

- (注) くるみん認定の実績を考慮し、平成27年度におけるプラチナくるみん(仮称)認定取得企業数は150社、その後の増加率を123%、税制優遇制度の利用率を4.96%(くるみん税制創設時のくるみん税制適用割合)と仮定し、推計。
- ⑦ 減収額の実績把握(評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

平成 25 年度減収額 (推計): 2,313,637 (千円)

(算出根拠)

割増償却の適用額 平成25年度(推計):9,073,086(千円)

法人税率 平成 25 年度 25.5%

(減収額計算式)

 $9,073,086 \times 25.5\% = 2,313,636.93 = 2,313,637$ (千円)

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測(評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)

「「日本再興戦略」改訂 2014」に掲げられた数値目標に基づき達成目標を設定している。ただし、当該指標については、経済状況など外部要因も想定されるため、定性的な記述にとどまるが、評価書中「8有効性等③効果・達成目標の実現状況」において記述したとおり、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得する経済的なインセンティブとしてくるみん税制は有効であり、これを拡充・延長することで、積極的に取り組む企業が増え、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に向けた機運が醸成され、他の両立支援策とあいまって、社会全体として企業における取組が進展することで、政策目標が達成されることが期待されるものである。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認(評価書中8③≪税収減を是認するような効果の有無≫欄への補足 説明)

「「日本再興戦略」改訂 2014」に掲げられた数値目標に基づき達成目標を設定している。ただし、 当該指標については、経済状況など外部要因も想定されるため、定性的な記述にとどまるが、評価 書中「8有効性等③効果・達成目標の実現状況」において記述したとおり、本税制優遇措置により 政策目標が達成され、女性の活躍が推進されることは、「「日本再興戦略」改訂 2014」で「とりわけ 我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとど まらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値 を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである」等と提言されているとおり、 日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経済効果につながるものである。 ④ 他の政策手段との役割分担(評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補 足説明)

両立支援等助成金は、所内保育施設や短時間勤務制度といった特定の施設や制度に注目したもの 及び中小企業を対象にしているもので構成されているが、本租税特別措置は、特定の施設や制度の 整備を促進するものではなく、また大企業・中小企業を問わず適用されるものであり、企業の実情 に応じた両立支援のための自主的な取組を促進させるために必要な措置である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	はないがは同立にはの文本のも同画目
1 政策評価の対象とした	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延
租税特別措置等の名称	長及び拡充
	(国 24)(法人税:義)(所得税:外)
	【新設· <u>延長</u> · <u>拡充</u> 】
2 要望の内容	企業がくるみん認定を受けた場合に認められる割増償却について、適用期
	限の延長等を行う。
	また、企業がさらなる両立支援にかかる取組を行い、プラチナくるみん(仮
	称)認定を受けた場合に、税制優遇措置の拡充を行う。
	※くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得するためには、男性の
	育児休業に係る基準を満たさなければならず、プラチナくるみん(仮称)認定
	においては、女性の継続就業率向上のための基準を設けることとしている。
3 担当部局	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
4 評価実施時期	平成 26 年8月
5 租税特別措置等の創設	平成 23 年度創設
年度及び改正経緯	平成 26 年度適用期限延長
6 適用又は延長期間	平成 27 年4月1日から平成 30 年3月 31 日
7 必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
等 及びその 根拠	少子化の背景には、就労と出産・子育てに関しての希望と現実が乖離し、仕事と子育ての二者択一を迫られるような状況が存在している。また、育児休業
11372	取得率に関し、女性は83.0%であるのに対し、男性は2.03%にとどまってい
	る。 こうした状況において、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境の改
	善・充実を通じ、国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会経済環
	境を整備するため、本租税特別措置を講じるものである。
	《政策目的の根拠》
	・「日本再興戦略」改訂 2014ー未来への挑戦ー(平成 26 年6月 24 日閣議決 定)
	年 / 第 II 3つのアクションプラン
	一. 日本産業再興プラン
	2-2.女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用
	(3)新たに講ずべき具体的施策
	i)女性の活躍推進 ⑥女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築
	し女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築 「改正次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定等を受ける事
	業主に対するインセンティブ付与の検討、男性の育児参画促進等、仕
	事と子育ての両立支援に積極的に取り組む事業主への支援などを拡
	充する」
	「カルのも今されこではものほんかをおも回されるのかものをやすになか
	- 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策

		推進法等の一部を改正する法律に対する附帯決議」参議院厚生労働委員会(平成 26 年4月 15 日) 「次世代育成支援対策に関する計画に定めた目標を達成したこと等の基準を満たした一般事業主に付与される認定マーク(くるみんマーク)の認知度が低いことに鑑み、現行の認定マーク及び特例認定制度に基づく新たな認定マークについて周知徹底を図り、あわせて、一般事業主の更なる取組を促進するため、有効な措置を講ずること」
2	政策体系 における 政策目的 の位置付 け	【政策】 13. 共生社会実現のための施策の推進 【施策】 ③少子化社会対策の総合的推進
3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・第1子出産後の女性の継続就業率 55%(2020年) ・男性の育児休業取得率 13%(2020年)
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・第1子出産後の女性の継続就業率:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 ・男性の育児休業取得率:厚生労働省「雇用均等基本調査」 ※当該指標については、経済状況など外部要因が影響するため、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得企業数の動向なども考慮する必要がある。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により、くるみん認定、プラチナくるみん(仮称)認定の取得促進を図り、認定取得企業を増加させることは、第1子出産後の女性の継続就業率及び男性の育児休業取得率を向上させ、ひいては社会全体の両立支援を促進することに寄与することとなる。
8 有効性 ①	適用数等	割増償却の適用件数 平成 23 年度:18 件(連結法人含む。) 平成 24 年度:35 件(連結法人含む。) 資料出所:財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」 平成 25 年度:43 件(連結法人含む。) 平成 26 年度:52 件(連結法人含む。) ※平成 25 年度認定企業数は、545 社(前年度比 123%)。平成 26 年度も前 年度比は平成 25 年度並み、認定企業数のうち、7.83%が税制優遇措置を 利用(平成 24 年度立みな認定企業数のうち、7.83%が税制優遇措置を 利用(平成 24 年度の実績より)していることから、平成 25、26 年度は平成 24 年度並みの利用率と仮定し、推計。 平成 27~29 年度
		850 社(くるみん)(連結法人含む。) ※平成 27 年度以降は、くるみん税制の周知強化により認定企業数の前年度 比も上昇(150%)し、利用率も上昇する(10.0%)と仮定し、また対象資産の 拡大による適用数の増加も考慮し、推計。 30 社(プラチナくるみん(仮称)) ※くるみん認定の実績を考慮し、平成 27 年度におけるプラチナくるみん(仮称)認定取得企業数は150社、その後の増加率を123%、税制優遇制度の

利用率を4.96%(くるみん税制創設時のくるみん税制適用割合)と仮定し、 推計。 ②減収額 割増償却の適用額 平成 23 年度: 2,253,877 千円 平成 24 年度: 7,385,081 千円 資料出所:財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」 平成 23 年度減収額: 6億 7.616 万 3.100 円 (算出根拠) 割増償却の適用額 平成 23 年度: 22 億 5.387 万 7.000 円 法人税率 平成 23 年度:30% (減収額計算式) $2.253.877.000 \times 0.3 = 676.163.100$ 平成 24 年度減収額:18 億 8,319 万 5,655 円 (算出根拠) 割増償却の適用額 平成 24 年度: 73 億 8,508 万 1,000 円 法人税率 平成 24 年度:25.5% (減収額計算式) $7.385.081.000 \times 0.255 = 1.883.195.655$ 減収額の推計は、本租税特別措置の具体的内容を現在精査中のため困難。 ③: 効果・達成 | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 23 年4月1日~平成 30 年3月 月標の実 現状況 仕事と家庭の両立支援を促進するためには、育休等の取得によるマンパワ 一不足を補うため、企業全体で業務効率化・生産性の向上を図り、労働環境 が改善・向上されることが必要である。これに資する減価償却資産は企業によ って様々であるが、保育所を含む建物、機械及び装置並びに車両及び運搬具 については、業務効率化・生産性向上のための設備投資資産の中でもその割 合が高くニーズがあると考えられるものである。 これらの資産を取得した場合に、割増償却を可能とすることにより、くるみん 及びプラチナくるみん(仮称)の取得を促し、企業における仕事と家庭の両立 支援を促進する。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23 年4月1日~平成30年3月31日) 男性の育児休業取得率は、 平成 22 年度:1.38% 平成 23 年度: 2.63% 平成 24 年度:1.89% 平成 25 年度:2.03% となっており、平成23年度の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業 に対する税制優遇措置(以下「くるみん税制」という。)創設以降、男性の育児 休業取得率は上昇し、平成24年度に落ち込んだものの、平成25年度には、 再び上昇している。一方で、くるみん認定企業数は、順調に増加している。この ことから、くるみん税制による効果が得られていることがうかがわれる。 なお、女性の継続就業率については、データ出典である出生動向基本調査 は、5年周期に実施のため、租税特別措置導入後の数値の動向は把握されて

いない。

≪参考:くるみん認定企業数≫

平成 21 年6月末 717 社

平成 22 年6月末 920 社

平成 23 年6月末 1,095 社

平成 24 年6月末 1,275 社

平成 25 年6月末 1.588 社

平成 26 年6月末 1,904 社

しかしながら、

- ①男性の育児休業取得率はいまだ低水準であること
- ②所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上があまり進んでいない
- ③出産を機に離職する女性が依然として多いこと

といった課題が指摘されている。

このため、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境整備など、事業主の自立的な取組を一層推進する必要がある。

くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得する経済的なインセンティブとしてくるみん税制は有効であり、これを拡充・延長するものである。また、積極的に取り組む企業が増えることで、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に向けた機運が醸成され、他の両立支援策と相俟って、社会全体として企業における取組の進展が期待される。

なお、仕事と家庭の両立のためには、業務効率化や生産性の向上を図り、 労働環境が改善・向上されることが必要であり、これらに資する減価償却資産 の割増償却を可能にすることは、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認 定を受けた企業の労働環境の改善を支援することとなる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成23年4月1日~平成30年3月31日)

くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得するインセンティブが 失われ、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得が進まず、女性 の活躍促進や仕事と家庭の両立支援に係る企業の取組が停滞し、労働力不 足が深刻化することにより、日本の経済成長の足かせとなる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年4月1日~平成 30 年3月 31 日)

本税制優遇措置によりくるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得を促進することで、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備など、事業主の自立的な取組がより一層推進される。さらに、積極的に取り組む企業が増えることで、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に向けた機運が醸成され、働き続けながら子育てしやすい環境が整備され、女性の継続就業が増加する。

女性の活躍が推進されることは、「『日本再興戦略』改訂 2014」(平成 26 年6 月 24 日)で「とりわけ我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである」等と提言されているとおり、日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経済効果につながるものである。

9 相当性	① 租税特別	次世代法に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定)は、
	措置等に	特定の取組の促進を目的としたものではなく、企業の実情に応じた両立支援
	よるべき	の取組を促進させるものであり(例えば、一般事業主行動計画に盛り込まれた
	妥当性等	両立支援に係る取組の達成、育児休業の取組、所定外労働の制限に関する
		制度の整備など)、その取組内容は次世代法によって強制的に決められるも
		のではない。このため、特定の事業を促進させる補助金や規制ではなく、税制
		上の優遇措置によって、自主的な取組を促進させることが有効である。
	② 他の支援	育児・介護休業法により育児休業を取得する権利が付与されているが、実
	措置や義	際の育児休業取得率は、女性 83.0%、男性 2.03%であり、当該税制優遇措置
	務付け等	によるくるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得促進を通じて、さ
	との役割	らなる普及啓発を行う必要がある。
	分担	
	③ 地方公共	次世代法第4条においては、地方公共団体は次世代育成支援対策を総合
	団体が協	的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとされている。
	力する相	
	当性	
10 有識者の	り見解	_
11 前回の事前評価又は事		_
後評価の実施時期		

点検結果表 (租税特別措置等に係る政策評価)

制度名		強化及び災害時の物流機能 る割増償却制度の延長	能維持に資する	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、固定	定資産税、都市計画税			
区分	□新設	□拡充	■延長		□事後

点検項目	評価の実施状況		課題
租税特別措置等の合理性			
① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない	
② 所期の目標の達成状 況	□達成されていない □達成されている	■説明なし	*
租税特別措置等の有効性			
③ 達成目標及び測定指 標	■定量化 □定性的記述	□説明なし	0
④ 適用数等の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	■説明あり	□説明なし	*
⑥ 適用数等の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし) □定性的記述	□予測なし	*
⑦ 減収額の実績把握	■定量化 □定量化(根拠なし)	□把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	■定量化 □定量化(根拠なし)	□予測なし	*
租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり	□把握なし	0
租特の効果・達成目 ⑩ 標の実現状況の将来 予測	□予測あり	■予測なし	*
① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり	□説明なし	0
¹² 税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり	□説明なし	0
租税特別措置等の相当性			
⁽³⁾ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり	□説明なし	
他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない □説明あり	■説明なし	*

- 「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
- 「※」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題が解消したもの。 「②」:点検過程における各府省からの補足説明 (<点検結果表の別紙>参照) により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1)以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(平成28 (2016) 年度末までの2年間に、CO2排出量を5.8万トン(政策目標を達成するために今後必要なペース(2.9万トン/年)削減))は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2)以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

① 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現 状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本税制の施設の集約化や環境負荷 低減における波及効果は非常に大きい」と説明されているため、減収額と達成目標の 実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要があ る。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成26年3月末における営業倉庫(205件)の排出削減量は131,446トンとなっている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

「将来の見込み」

② 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現 状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本税制の施設の集約化や環境負荷 低減における波及効果は非常に大きい」と説明されているため、減収額と達成目標の 実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要があ る。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点 検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成 32 年度までの達成目標約29万トンを達成できる見込み」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」に ついては、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結 果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況 (評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明)

最新のデータ(別紙)によると、前回要望時(平成25年度税制改正)の達成指標(平成26年度末までの2年間に、CO2排出量を4.4万トン(政策目標を達成するために今後必要なペース(2.2万トン/年))削減)については、平成25年度に約6万5千トン削減しており達成している。今後も最終的な目標達成に向けて特定流通業務施設に対する本租特が必要である(評価書に記載している当該データは暫定値)。

- ⑤ 僅少・偏りの状況 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 前回要望時の想定 (平成24年度:32件、25年度:37件) に対して、実績数はそれぞれ32件、 33件(想定比約94%) となっており、想定外に僅少とはなっていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明) 適用数はアンケート調査で税制特例の利用を希望している社数を把握し、税制特例の適用期間が 5年間であることから表を利用して5年分を積み上げて算出している。

適用額は同様にアンケート調査で把握した建設予定の倉庫に係る取得(予定)価格に償却率と割増償却率(10%)を掛け合わせて推計した金額を使用した。

平成 26 年度における建設予定の倉庫に係る取得 (予定) 価格 (単位:百万円) は、普通倉庫 1 万 2,455 (12 件の合計)、冷蔵倉庫 8,270 (3 件の合計) である。平成 27 年度及び 28 年度は、26 年度と同額と仮定する。また、償却率は普通倉庫が 1/31、冷蔵倉庫が 1/21 となっている。

予測値の推計方法については、税制特例の適用期間が5年間であることから表を利用して5年分を積み上げて算出している。以下に平成26年度から28年度までの適用額の計算例を示す。

(単位:百万円)

	(\pi		
	取得	価格	合計
	普通	冷蔵	百計
平成 22 年度	3,894	4,422.1	8,316.1
23 年度	326.8	521.1	847.9
24 年度	10,933.4	6,563.6	17,497.0
25 年度	15,618.1	0	15,618.1
26 年度	12,455	8,270	20,725
27 年度	12,455	8,270	20,725
28 年度	12,455	8,270	20,725
合計(22~26年度)	43,227.3	19,776.8	
合計(23~27年度)	51,788.3	23,624.7	
合計(24~28 年度)	63916.5	31,373.6	
償却率(%)	3.3	4.8	
割増償却率(%)	10	10	
適用額(26 年度)	142.7	94.9	237.6
適用額(27年度)	170.9	113.4	284.3
適用額(28 年度)	210.9	150.6	361.5

(注) 端数処理の関係で評価書に記載している数値とは一致しない。

【内閣14】

- ⑧ 減収額の将来予測 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明) 取得価格、償却率、割増償却率は上記適用数における場合と同様であり、税率は25.5%として推 計している (ただし、平成25年度までは30%)。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測(評価書中8③≪租税特別措置等による 効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明)別紙のとおり予測した。その結果、平成32年度までの達成目標約29万トンを達成できる見込み。
- ④ 他の政策手段との役割分担(評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

他の政策手段はない。

別紙

													予測値					
年度	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	合計	
認定件数	22	29	35	29	18	12	15	19	31	21	21	21	21	21	21	21		
CO2排出 削減量	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	6,692	65,710	19,031	19,031	19,031	19,031	19,031	19,031	19,031	161,497	
累計	8,899	15,755	55,511	75,403	80,277	86,616	89,095	95,787	161,497	180,528	199,560	218,591	237,622	256,653	275,685	294,716	_	
目標	17,969	35,938	53,907	71,876	89,845	107,814	125,783	143,752	161,721	179,690	197,659	215,628	233,597	251,566	269,535	287,504	-	

(注) 端数処理の関係で、累計欄の数値は、一部一致しない。

○平成 26 年度以降は予測値。

<算出方法>

平成 21 年度から 25 年度までの 5 年分の CO 2 排出削減量の合計を同じく 5 年分の認定件数の合計で除して 1 社当たりの CO 2 排出削減量(注)を算出し、 26 年度以降は業界アンケートで把握した認定希望社数の 21 を掛けて推計した。

(注) (4,874+6,339+2,479+6,692+65,710) ÷ (18+12+15+19+31) =906.25

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

111	
1 政策評価の対象とした	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化
租税特別措置等の名称	施設に係る割増償却制度の延長
	(国 25)(法人税:義)(所得税:外)
	(地 24)(固定資産税、都市計画税:外)
	【新設・延長・拡充】
2 要望の内容	流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図る
	ことによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う
	環境の負荷の低減を図ることを目的として平成 17 年に「流通業務の総合化及
	び効率化の促進に関する法律」(以下、「物流総合効率化法」という。)が施行
	された。
	物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受
	けた倉庫業者(同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含
	む。)が、倉庫用建物等の施設(特定流通業務施設に限る。)を建設又は取得
	した場合に、当該施設に対し割増償却制度(5年間 10%)の適用を受けること
	ができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。
	一方、近年の急速な経済のグローバル化の下で、日本の産業立地競争力
	を強化していくためには、トラック運転手の不足、燃料費高騰等、物流を取り巻
	く厳しい環境に対応し、より一層の物流の効率化を図ることが不可欠である。
	また、東日本大震災の教訓を踏まえ、強固なサプライチェーンを構築するた
	めには、流通業務の早期機能回復を可能とする物流施設の整備が引き続き
	必要とされている。
	昨年閣議決定をした「総合物流施策大綱」においても、我が国の立地競争
	力強化を図り、産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現や、安全・
	安心な物流の確保を図っていくこととしており、上記の社会的要請に対応する
	ためには、本租税特別措置により、物流事業者の初期投資負担を軽減するこ
	とにより、物流総合効率化法のもと、我が国の立地競争力強化及び災害時の
	物流機能維持に資する物流効率化施設の整備を推進していく必要がある。こ
	のため、特定流通業務施設の施設要件の強化を図ったうえで、本特例措置を
	2年間延長する。
3 担当部局	(主要望)国土交通省総合政策局物流政策課物流産業室
	(従要望)内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)
	付【提出】
4 評価実施時期	平成 26 年8月
5 租税特別措置等の創設	昭和 49 年度 創設
年度及び改正経緯	平成 8年度 延長 (20/100)地区要件の追加
	平成 10 年度 延長 (18/100) ランプウェイ構造追加
	平成 12 年度 延長 (16/100) 平成 14 年度 延長 (12/100)規模要件の引き上げ
	17%11 干决 是这 (12/100/ 加快女用 47 月已上日

6	適用又は	· 疝 長 如胆	平成 16 年度 延長 (10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成 17 年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成 18 年度 延長 (10/100) 平成 19 年度 延長 (10/100) 平成 21 年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成 25 年度 延長 (10/100)数件の見直し 平成 25 年度 延長 (10/100)数書要件の追加
6	適用又は	上	
7	必等	① 政策その 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》近年における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るため、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること(物流総合効率化法第一条)が目的である。 (政策目的の根拠) 近年の急速な経済のグローバル化の下で、日本の産業立地競争力を強化していくためには、トラック運転手の不足、燃料費高騰等、物流を取り巻く厳しい環境に対応し、より一層の物流の効率化を図ることが不可欠である。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、強固なサブライチェーンを構築するためには、流通業務の早期機能回復を可能とする物流施設の整備が引き続き必要とされている。昨年閣議決定をした「総合物流施策大綱」においても、我が国の立地競争力強化を図り、産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現や、安全・安心な物流の確保を図っていくこととしており、上記の社会的要請に対応するためには、本租税特別措置により、物流事業者の初期投資負担を軽減することにより、物流総合効率化たのもと、我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設の整備を推進していく必要がある。また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成17年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく施策の実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきた結果、平成23年度において、基準年(平成2年)比でマイナス17.1%の大幅なCO2排出量削減が達成されたところであるが、平成25年6月25日に閣議決定された「総合物流施策大綱(2013-2017)において、さらなる環境負荷の低減に向けた取組として「物流に起因する環境負荷の低減の面からも物流の効率化を推進する」とされており、平成32年度末までに物流総合効率化法による物流効率化を通じたCO2排出削減量を、合計約29万トン(平成2年比マイナス25%)とする政策目標を達成するために集中的な取組を推進していく必要がある。
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	○国土交通省政策評価基本計画(平成 26 年3月) 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安 定的な国際海上輸送の確保を推進する
			〇内閣府本府政策評価基本計画(平成 26 年4月)

			【政策11. 以【施策	- 5災政 :】												
			5地													
		③ 達成目標 及び測定 指標	「平 る」の る投資	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「平成32年度末までにCO2排出量を平成2年に対して25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からのCO2排出量について29万トン(1990年排出量115万トンに対して25%相当)を削減。												
			環境の対	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長 後の期限である平成 28(2016)年度末までの2年間に、CO2 排出量を 5.8 万トン (政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.9 万トン/年))削減する。												
			環り より、 度化	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進することに より、政策目的である、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高 度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減に寄 与する。												
8	有効性	① 適用数等	《過去	の実	績》							(単	i位	上段:	件、下	段:社)
	等		17 年度	_	年度	19 年月		20 年度	21 年	_	22 年度		年度	24 年度	25 年 8	
			6	_	17	23 5		28	3	_	37 6	_	28 2	32	33	241 50
			適用名		11	5			7		О		2	7 (畄石	」。 2百万	
			17年度		年度	19 年 8		20 年度	21 年	ing:	22 年度	23	年度	24 年度	25年	
			22		05	169		220	29		307	_	28	233	233	
			税制和	利用記	正明書	髻(地ス	方運車	俞局 発	行)に	基づ	く実績	ŧ				
			《将来	の推	計》			(単	单位: 化	牛)						
			26 年	度	27 年	度	28 年	度	合計							
			39		48	_	61		148							
			適用額 26 年		07 4	度		5円)								
			20 4		28		363	-								
			倉庫		への フ	アンケ		_	果を	基に	准計					
			宝山 拚 /	⇔±п∠	ひ中を	ましヱ	:Bil									
			刮垢1	割増償却の実績と予測												
				実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	予測	予測	予測	
			H17	6	6	6	6	6								
			H18		11	11	11	11	11							
			H19			6	6	6	6	6						
			H20				5	5	5	5	5					
			H21					9	9	9	9	9				
	,	;	Ш										l	1		

H22						6	6	6	6	6		
H23							2	2	2	2	2	
H24								10	10	10	10	10
H25									6	6	6	6
H26										15	15	15
H27											15	15
H28												15
	6	17	23	28	37	37	28	32	33	39	48	61

《僅少、偏りがないか》

平成 17 年度から平成 25 年度までの物流総合効率化法による認定件数は 221件、税制利用は50 社あり、約23%が本制度を利用していることから僅少、偏っているとは言えない。

《適用実態に関する情報を用いない理由》

租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、当該措置の 適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書を必要としており、 実績については詳細に把握していることころである。

また、平成17年に「物流総合効率化法」が施行されてからの実績を把握していることもあり、適用実態調査の集計より長期期間の実績を把握しているため、有効性等を評価するあたり有意義であるため使用したところ。

② 減収額	《過去の	の実績》	(単位:百万円)								
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	合計	
	6	31	51	66	88	92	68	69	70	541	

税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績

《将来の推	主計》	(単位:百万円					
26 年度	27 年度	28 年度	合計				
68	79	99	246				

倉庫業界へのアンケート調査結果を基に推計 (算出式:取得価格×償却率×割増償却率×税率)

減収類の宝績と予測

测収	銀のき	夫根と	丁测									
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	実績	予測	予測	予測								
H17	6	6	6	6	6							
H18		25	25	25	25	25						
H19			19	19	19	19	19					
H20				15	15	15	15	15				
H21					22	22	22	22	22			
H22						10	10	10	10	10		
H23							1	1	1	1	1	
H24								20	20	20	20	20
H25									16	16	16	16
H26										21	21	21
H27											21	21
H28												21
	6	31	51	66	88	92	68	69	70	68	79	99

《適用実態に関する情報を用いない理由》

租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、当該措置の 適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書を必要としており、 実績については詳細に把握していることころである。

また、平成17年に「物流総合効率化法」が施行されてからの実績を把握していることもあり、適用実態調査の集計より長期期間の実績を把握しているため、有効性等を評価するあたり有意義であるため使用したところ。

日標の実 現状況

③ 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年度~平成 25 年度)

平成 17 年 10 月1日の物流総合効率化法施行後、平成 26 年3月末現在で 221 件の総合効率化計画の認定があり、流通業務の総合化及び効率化が図られている。

今後は、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷低減の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成32年(2020)度末までにCO2排出量を平成2年(1990年)比25%削減する。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17年度~平成 25年度)

平成 26 年 3 月末における営業倉庫(205)件の排出削減量は 131,446 トンとなっている。(達成目標 29 万トンに対する達成率約 45%)

物流効率化法の認定を受けた営業倉庫の CO2 削減量の実績

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	81
件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	205
CO2 排出	8.899	6 0 5 6	20.756	10.000	4 074	6 220	2 470	11 627	20.714	131,446
削減量(t)	0,099	0,000	39,730	19,092	4,074	0,339	2,479	11,037	30,714	131,440

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度)

多額の設備投資を要する一方で投資の回収に時間を要する倉庫業者の 初期投資の負担が軽減される当該特例措置が延長されない場合、流通業 務の総合化及び効率化を促進するための営業倉庫の設備投資が進まず、 CO2 排出削減量について、従来より低い削減量しか見込めず、平成 32(2020) 年度末までに 25%(1990 年比)という地球温暖化対策の目標を達成できなくな ることが予想される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 17 年度~平成 28 年度)

物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額の設備投資資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、租税特別措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。

具体的には、新設された倉庫の1棟当たりの平均面積・容積を比較すると、倉庫全体では、6,964.5 ㎡なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では 18,968.7 ㎡であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設における CO2 削減率は1件あたり 33.0%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。

9 相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき

妥当性等

本件特例措置は、現行の物流事業の効率性の向上、環境負荷の低減等を 更に進めることが求められている物流事業者に対し、その効率性の向上等に 向けた自発的な取り組みを後押しするために、既存施設の集約、高機能化の ためのインセンティブを与えるためのものである。このような目的のための特例 という性質上、事業者の規模に拘わらない、既存事業者の更なる取り組みへ の初期負担の軽減を図ることのできる最小限の特例措置として割増償却を選 択しているところである。

なお、租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての

			妥当性が認められる。
			X 1 Ex liber 540 G
		② 他の支援	_
		措置や義	
		務付け等	
		との役割	
		分担	
		③ 地方公共	ルナジー目がしたい
		③ 地方公共	地方税に関係しない。
		:団体が協	
		力する相	
		当性	
10	有識者の見解		_
11	前回の事前評価又は事		平成 24 年9月
			1
	後評価の実施時期		